



広報

No.447

2012.4

ゆしゆ



仙法志保育所入所式(4月5日)

お友達がたくさんできるといいな~



平成24年度

町政執行方針



利尻町長 田島 順逸

平成二四年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する基本的な考え方と所信について申し述べ、町民の皆さま並びに町議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災、福島原子力発電所の事故から一年が経ち、国は「大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生」を優先課題として取り組むとして、災害対策全般の見直しや強化、産業と雇用の基盤を確保するとともに新産業の芽を育てていくための環境整備等を柱とした政策を始めしております。また、各政党や全国離島振興協議会等の関係団体は、離島振興法の次期改正にむけて、これまでにない「住民の定住促進は国の責務」としての明文化をはじめ、政策面での財政支援制度等、実効性のある法整備等の要望活動を積極的に行うなど、一体となって鋭意努力されております。

そうした中、今も地方は定

住人口の減少と少子高齢化による経済力の低下や雇用創出の困難性が大きな課題となっており、今般の法改正によって、国の政策等を踏まえて町政執行に努めなければならぬものと強く認識しております。

また、困難を克服した地域の先進性や独自性の事例も研究しながら、依然、厳しい財政状況にはあるものの、漁業資源を始め、雇用環境、豊かな自然環境や景観、文化、歴史、強いては人間性といった利尻ならではの資源を活用して、利尻町第五次総合振興計画の進捗を図りたいと考えております。

また、本年度は災害に強い地域づくりのために、防災・減災対策を積極的に講じて、心豊かに安心して暮らせる利尻町を目指してまいります。

利尻町第五次総合振興計画の基本方針に沿って、五項目を掲げ、町政を担当し進めてまいります。

一、自然にやさしい安全で おおいのあるまちづくり

防災対策にも配慮した総合的な地域社会資本整備や町民の生活基盤である住環境の向上、改善のため、自然環境との調和を図りながら、道路整備をはじめ海岸、住宅、水道、下水道、治山・治水等の分野にわたっての事業の推進と現施設の適切な維持管理に万全を期し、安全で安心できる潤いのあるまちづくりを目指してまいります。

道路整備については、まち並みを構成する重要な基盤のひとつであり、町民が生活して行く上での利便性の向上をはじめ、地域間のコミュニティを形成する根幹であり、また、生産基盤や観光面での物流、人の交流往来等の安定・確保、産業の振興と一体となる施設として、地域経済の推進・活性化と発展に大きな役割を果たしております。また、昨年発生し、尊い多くの人命を失いました東日本大震災の教訓から学ぶ防災・減災対策

としての道路整備も大変重要になってきております。

今日の常態化した車社会や経済活動の活発化にともなう交通量の変動に即し、また、災害対策にも配慮した道路を基本に、北海道、町それぞれにおいて計画的な整備を進めてまいります。

町道については、平成二二年度より整備を進めてまいりました御崎12号線道路改良工事を本年度で完成させ、新たに津波等の防災対策の面においても重要な位置付けとなります。種富9号線の道路改良整備事業に着手し、継続的に整備を進めてまいります。また、冬期間の円滑な通行を確保し、安心・安全に暮らせるよう、一層除雪体制に万全を期してまいります。

道々については、久連地区（越波箇所）の道路改良工事が引き続き実施されるほか、交通安全対策上の観点から大変重要であります泉町地区の道路改良工事につきましても、23年度に引き続き、用地、家屋補償等が継続して進められ

る予定となっております。早期に
本体工事の着手と工事の完成
が図られるよう努力してまい
ります。

次に、住宅について申し上
げます。

公営住宅につきましては、
良質な住宅を低額所得者に低
家賃で供給することを基本に
整備されていることから、今
後も応募の状況や将来的な人
口、世帯数の推移を考慮しな
がら適正な戸数の確保及び維
持に努めてまいります。また、
建物の老朽化に伴い計画的な
修繕が必要と考えており、引
き続き修繕・管理の活用プロ
グラムとして策定した「公営
住宅等長寿命化計画」に沿っ
て、国の交付金制度を活用し
ながら計画的な維持・修繕を
進めてまいります。

次に、簡易水道、下水道に
ついて申し上げます。

先ず、簡易水道であります
が、本年度も町民の皆さまに
良質な水の供給と安全で安心
できるための施設の整備、維
持管理に万全を期してまいり
ます。

また、昨年度より杵形地区
の水質改善を図るため、水源
を仙法志地区より供給するた
めの施設整備に着手し、さく
井工事（ボーリング）や導水
管、送水管布設工事等を実施
しておりますが、本年度の完
成に向け、送水ポンプ井築造
工事や導水管、送水管布設工
事等を進めてまいります。

下水道については、供用開
始以来、十年余り経過してお
りますが、施設の維持管理に
万全を期すとともに、下水道
の加入促進に努めてまいりま
す。下水道処理区域外の地区
については、引き続き合併処
理浄化槽の設置が進むよう努
めてまいります。

また、平成二一年度より利
尻富士町と共同で整備を進め
てきました利尻島し尿前処理
施設が、本年四月より供用開
始予定となっております。本
年度につきましては建物屋外
の道路等の外構整備を実施し、
本施設整備事業が完了いたし
ます。

次に、治山・治水について
申し上げます。

以前から、豪雨等による河
川の浸食や土砂の流出、急傾
斜地の崩壊など自然災害によ
る人家や水産資源への被害を
防止するため、治山・治水並
びに急傾斜地の対策事業を継
続的に行つてまいりました。

本年度においても、国にお
ける治山事業は長浜大空沢の
床固工事等が、また北海道に
おいては急傾斜地区の安全対
策として仙法志本町の治山整
備が継続して実施されるほか、
施設の老朽化が進んでいる仙
法志政治地区の急傾斜地改良
工事が引き続き実施されます。
また、新たに町による蘭泊川
小規模治山事業を実施し、災
害防止に努めてまいります。

次に、みどりの環境づくり
について申し上げます。

森林は、水源の涵養をはじ
め、土砂崩れや暴風対策の災
害防止、CO2削減による地
球の温暖化の抑制など多様な
働きをもっており、私たちの
暮らしに限りない恩恵をもた
らしております。

また、近年、森と海との密
接なかかわりが見直されてい
るなど、長期的展望にたった
森林の整備や林道を含めた適
切な維持管理が必要でありま
す。本年度も関係機関との連
携やボランティア活動等の協
力を得ながら、除間伐や下刈
つる切り等の事業を実施して
まいります。

また、林野火災予防対策に
ついても十分配意し、対処し
てまいります。国有林野にお
いても、万一林野火災が発生
した場合、既に要請しており
ます火災発生時における延焼
防止対策の面から、杵形地区
の防火線の整備事業が予定さ
れおります。

森林公園については、島を
訪れる観光客にも自然とふれ
あえる魅力ある森の施設とし
て提供するため、今後とも適
切な維持管理に努めてまいり
ます。

町民の皆さまの心が和み、
そしてやすらぎを与える事業
として、平成一二年度より継
続し実施しています花いっぱい
運動は、「花やみどりによ
るやすらぎと潤いのあるまち
づくり」に大いに寄与してお



花いっぱい運動

り、関係団体への支援と協力
も得ながら、今後も住みよい
まちづくりを推進してまいり
ます。

昨今の健康ブームや医療機
関においても漢方薬の効能・
効果は認知されており、当町
のような寒冷地に適すると思
われる薬用植物の試験栽培を
昨年度より行っております。
定着率も想定以上であり、今
後、成分分析の結果等によつ
ては事業化に発展、新たな雇
用の場の創出につながる可能
性もあることから、利尻の大
地で薬用植物が根づくよう引
き続き試験栽培に取り組んで
まいります。



薬用植物の試験栽培

売ルートの発掘等の活用を進め、整備された情報通信基盤の有効活用を進めてまいりたいと思っております。

次に、離島格差の是正について申し上げます。

これまで、機会あるたびに離島が果たす国家的位置づけと国民的役割等、その重要性について政府はもちろん、関係機関等に対し、強く要請活動を推進してきた結果、平成二三年度からは、国が「離島ガソリン流通コスト支援事業」

を実施し、一リットルあたり十円の価格引下げとなり、本事業は平成二四年度も継続される見込みとなっております。

今後、離島に暮らすわたしたちが本土と格差のない、安全・安心して生活できるように、国道並みの離島航路の運賃・料金に対する引下げや、離島航空路の維持・確保、離島独自の振興対策について離島関係町との連携を図りながら積極的な要望を続けてまいります。

また、関連して、来る平成二五年三月末で失効する現行

「離島振興法」の、特に医療、保健、福祉、教育、防災、病院等への財政支援策について、抜本的且つ実効性のある改正の上、延長されるよう引き続き、強く要望してまいります。

二、ともに支えあう人にやさしいまちづくり

ともに支えあう人にやさしいまちづくりについて申し上げます。

まず、社会福祉についてであります。社会福祉の充実に向上は「健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と、憲法で保障されている等、町政の重要課題のひとつとしてこれまでも取り組んでまいりましたが、核家族の増加に伴い福祉の中核をなす「家族福祉」は希薄化が進み、それを補うために社会福祉協議会を中心として民生児童委員、自治会、ボランティア団体等との連携の下、地域や人との絆をより一層大切にしながら、相互扶助をもって社会福祉の更なる充実に努めてま

年度）を策定いたしました。

これを基本に介護サービス等の安定的・継続的提供と介護保険会計の健全な運営に努めてまいります。

尚、高齢者福祉では、前述した福祉計画に沿って、在宅福祉を基本に在宅においても生きがいを持って安心して暮らせるように、居住マップの整備や同居の高齢者には、絶え間ない安否確認を実施する等、心のこもった高齢者福祉の充実に努めてまいります。

なお、七五歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、全道の市町村で組織する北海道後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、長寿・健康増進事業など、後期高齢者医療の特別対策補助金をで

きるだけ活用して後期高齢者の健康増進に努め、また保険料の徴収をはじめ医療給付等に係る事務事業の円滑な運営に万全を期してまいります。

児童福祉対策については、平成一四年度から開設している「子育て支援センター」の更なる充実を図り、育児相談

情報通信については、地域情報通信基盤整備事業の完了により、住民への行政情報等は双方向のやりとりができるIP告知端末を通じて提供されることとなり、地上デジタルテレビ放送受信への移行も円滑に行われました。また、ブロードバンド網の整備により、大量のデータ通信が高速で出来ることから、データ通信の利活用も進み、情報通信における地域格差は、もはや解消されたと言っても過言ではありません。

今後は更に、防災分野はも

ちろん、保健、福祉、医療、教育や水産物の新たな流通販



保育所

や指導等の事業をこれまで同様、家庭、地域、保育所、学校との連携により推進してまいります。

次に、保健衛生・国民健康保険事業についてですが、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を今年も推進し、各地域から選出された保健推進員をはじめ地域の皆様方の協力を得ながら、健康相談、健康指導、リハビリ教室などの開催に、積極的に取り組んでまいります。

また、健康づくりのための疾病予防活動や、町民の健康づくりのため特定健診の受診率向上に努め、国民健康保険

事業の安定化に努めてまいります。

さらに国民年金業務については、国は目下年金改革に向けて検討を重ねておりますが、情報を的確に把握しながら町民の国民年金加入相談等、適切な事務取扱いに努めてまいります。

清掃業務については、国立公園や観光地でもあることから、自然環境の維持・保全のため、不法投棄の防止、廃車の適切な処理、廃屋の整理等、更には環境への配慮に関する啓発活動にも引き続き、積極的に取り組んでまいります。

また、し尿処理についてであります。平成二四年度から各々の町で収集し、し尿前処理施設で処理されることとなりますので、住民サービスが低下しないよう取り組んでまいります。

次に、医療対策について申し上げます。

政府が本年一月六日に決定した「社会保障・税一体改革素案」の中で、医療提供体制の改革も含まれており、これ

まで大病院に患者が集中し、高度な治療から初期診療や日常的な健康相談にいたるまで

全て対応するため、様々な問題が生じてまいりましたが、今回の改革案では、病院の規模や得意分野に応じて役割を明確にしようという「病院機能の分化」と、病院同士が連携して患者さんを治療するといった「連携強化」を推進する方向で検討が進められようしております。このように社会保障

制度が転換期を迎える中、利尻島国保中央病院は毎日の島民生活において、医療を担う中央病院として地域住民の信頼と期待に応えるため、診療体制の充実確保は何よりも大切であり、同時に、的確な経営戦略を構築していくことが求められています。

そのような中、当病院においては昨年十月に新たに院長が就任し、以降三名体制で診療を行っておりますが、本年四月には医師二名の交替が決まっております。新体制で診療にあ

たることとなります。これまで、年々減少傾向に

あった患者数についても、新体制のもと、当病院における診療業務の信頼性を高め、既存患者は勿論のこと、島外へ

出ている患者の確保にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、事務部門における職員の配置見直しについても、医事業務の強化を図るため係の新設をはじめ、内部改革を行う等経費の節減にも努めてまいります。

一方では、施設の維持管理費が増加するなど、病院の経営環境は依然として厳しい状況ではあります。最も優先かつ重要視されなければならぬ「人の命」と「健康」を守る

ことが病院の大きな役割である以上、医療サービスの低下をさせないよう病院関係者一丸となつて医療行政の推進に努めてまいります。

次に妊産婦の出産支援事業についてであります。少子化対策や子育て支援の一環として道の助成制度があります

が、更なる少子化対策と、妊産婦が安全で安心して子ども

を出産できる環境づくりの推進を図るため、これまでと同じく交通費と宿泊費を合算して一律助成する本町独自の助成制度を引き続き実施してまいります。

また、今年度より体外受精や顕微受精など、特定不妊治療の一部を助成する制度を制定し、助成してまいります。

特別養護老人ホームについて申し上げます。

お年寄りの生活しやすい環境は、「なじみの人と共に健康で安心して暮らせる」とこととされており、住み慣れた郷土で、安心して、心豊かに老後を送っていただくためにも、家庭的で心のこもったお世話をし、健康で生きがいのある生活を過ごしていただ

ますよう、介護サービスやデイサービス（日帰り介護）及びショートステイ（短期入所生活介護）の機能の充実を図ってまいります。

また、年々入所者の身体機能の低下と認知症状の重症化が著しく、入所者それぞれに合わせた生活に対応すべく、



防災訓練

環境整備は勿論のこと、職員
の教育、介護研修等、資質の
向上にも努め、入所者が楽し
く毎日生きがいを求められる
よう管理運営に万全を期して
まいります。

次に、消防防災について申
し上げます。
冒頭にも述べましたが、昨
年三月十一日に発生した東日
本大震災により、ややもすれ
ば希薄になりかけていた津波
を始めとする大規模な自然災
害への対策について、本町も
国と同様に見直し・強化をす
るべく、一部は既に取り組み
を始めておりますが、平成二

四年度からはさらに防災・減
災対策を積極的に進めてまい
ります。

特に平成二四年度は、「津
波避難計画」の策定と「避難
マップ」の作成を、各自治会
並びに自主防災組織とともに
行い、それらを用いた避難訓
練等を実施し、万一の際に被
害を最小限に食い止めるよう
にまいります。また、避
難道路の見直しや避難生活の
初期に必要な物資、物品の計
画的な配備をまいります。
次に、交通安全対策であり
ますが、今年の五月八日に「交
通事故ゼロ一〇〇〇日」を
迎えます。

関係機関や職場、団体等
のご尽力と町民のご理解を得な
がら、連携を深め、本年も引
き続き「交通事故を起こさな
い！交通事故に遭わない！」
を基本理念として、全町一丸
となって交通事故防止運動に
粘り強く取り組んでまいりま
す。

三、地域資源を活かした産業 育成のまちづくり

産業の振興・発展は、最重
要課題であることは申すまで
ありません。しかしながら、
現状は、基幹産業である漁業、
第二の産業であります観光、
商工業は総じて厳しい状況に
ありますが、地域を支える産
業であることから、関係機関
と連携を図りながら、一層の
産業振興に努め、豊かで活力
に満ちた産業のまちづくりを
目指してまいります。

水産業について申し上げます。

国外においては、ヨーロッ
パユーロ圏内諸国に起因する
国債の信用不安、また国内に
おいては、昨年発生しました
東日本大震災、原発問題等に
ともなう経済活動等の停滞感
により、金融、経済情勢が混
沌として、景気の先行きも不
透明感が漂っております。ま
た、政府が推進している環太
平洋戦略的経済連携協定（T
PP）への参加問題が大きな
議論となるなど、漁業を取り

巻く環境は引き続き厳しさが
予想されます。

本町の水産業は、総体的に
魚価は前年並みであったもの
の、ホッケ巻網、ナマコや天
然コンブ、養殖コンブなどの
漁獲量の大幅な減少などによ
り総体の水揚げも非常に落ち
込んでいる状況にあり、今日、
漁業者の高齢化が進み組合員
の減少や後継者不足による漁
船漁業からの撤退、過去十年
間の平均漁獲量の三分の一ま
で落ち込んだ天然コンブの大
幅な減産など、海洋気象の変
化等が大と思われませんが、厳
しい漁業生産状況であります。

また、組合員のうち六十歳以
上の高齢者層が占める割合が
全体の約七割弱と非常に高い
ことから、漁業の担い手対策
は引き続き重要な課題であり
ます。

しかしながら、地元からの
漁業の担い手の誕生が非常に
少ない中、島外から利尻町に
定住して漁師になるために、
現在六名の若者を町内の漁家
が受け入れ、道の支援を受け
ながら漁業研修を積み、漁業



ホッケ巻網漁

権を取得するなどして操業技
術等の習得に励んでおります。

なお、有難いことに本年は
一名の新規学卒者が担い手と
して漁業に従事する予定とな
っており、町としても規定に
基づきできる範囲で研修費用
等の支援をまいります。

漁船漁業については、着業
隻数がここ十年間で仙法志地
区においては、ほぼ横這い傾
向ではありますが、杏形地区に
あっては着業隻数が半減して
いる状況であり、漁獲量の増
減に影響はされるとは思いま
すが、是非、新規着業者に期
待したいものであります。

平成二二年は、暫く不振続きであったホッケ巻網が豊漁でありましたが、昨年は、再び不漁の年となり、期待した豊漁が続かないことに自然環境の厳しさを感じておりますが、本年は豊漁の年であることを強く願っております。

町全体の漁業生産額に占めるここ数年の漁船漁業の割合は、約三割弱であります。しかも、その八割強がナマコ漁の生産額であり、ナマコのみの漁獲量、漁獲金額の増減に影響を受けるといふ特異な生産状況にあります。漁獲量も年々減少傾向にあり、また限られた資源でありますので、徹底した生産調整と資源管理を望むものであり、また、他魚種への操業意欲も積極的に持って取り組んでいただきましたと思っております。

本年も、利礼周辺海域の魚族資源の増産対策として、引き続き仙法志堆「利尻根」周辺に大規模な魚礁設置事業を実施して参ります。また、沖合底曳網漁船の問題につきましても、引き続き漁協と連携



利尻町ウニ種苗生産施設

しながら、資源管理等について道に対し強く要請してまいります。

磯付漁業については、申すまでもなく主流であるウニ、コンブの安定生産を図ることです。昨年の天然コンブの漁獲量については、ここ十年間で最も落ち込んでおり、昨今の海水温上昇等などの影響も考えられ、着生するものの二次成長が悪いなど、採取時には資源が激減している状況にあります。

なお、今のところ、本年の天然コンブの生育状況からして、ある程度の漁獲量の確保

が予想されるので、この夏の生産につながることを期待しています。何と云ってもウニ、コンブの水揚げで生計が成り立っている状況であり、このウニ、コンブ生産増がそのまま磯付漁業者の安定経営につながるようになります。

また、近年は総じて磯ナマコの漁獲量、漁獲金額が前年を上回り、一部の磯付漁業者の所得増につながっておりますので、本年も、ウニ、ナマコの人工種苗生産、放流を実施するとともに、漁場の生産力向上を図るために、雑海藻駆除事業の拡大に向けての取り組みや北海道による地域水産物供給基盤整備事業として計画的な囲い礁の設置に向けた事前調査に着手するなど、北海道、町と漁協が十分な連携をとってウニ、コンブ、ナマコなどの資源の適切な維持管理と増産を図ってまいります。

コンブ養殖事業については、昨年は、天候にも恵まれ、順調な水揚げ作業でありまし

たが、漁獲量は前年の六割強と非常に少なく、また漁獲金額も前年の八割五分に留まっています。しかしながら安定生産が見込める漁業であり、本町の漁業の主体をなす一つでもありますので、頑張ってくださいたいと思います。業者の高齢化と経営体の減少が課題であり、新規就業者がなかなか難しい状況にありますが、今後、漁組が主体となった共同化等に向けた取り組みも必要ではなからうかと考えております。

国外的な問題として、水産物の輸入自由化問題が大きく議論されておりますが、水産業に大きな影響を与える環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の加入については、断固反対するとともにコンブ輸入割当制度（IQ）の堅持を関係機関と協力連携を図りながら対応してまいります。また、観光と連携した地場産業の宣伝や情報通信を利用した流通販売の拡大にも努めてまいります。

本町の水産業を取り巻く環

境は厳しい状況にあります。が、（改正）離島振興法や離島漁業再生交付金制度の拡充により、資源管理型漁業の強化と栽培漁業の推進を図る等、町、漁協、関係機関が一丸となって水産振興に取り組んでまいります。

次に、港湾・漁港・海岸保全施設整備について申し上げます。

杵形港の整備につきましては、平成十五年より整備を進めてまいりましたマイナス7.5m耐震強化岸壁及び関連施設の整備が昨年で完了し、その後整備を進めています。老朽化している漁組冷蔵庫前のマイナス4.5m岸壁の改良整備を本年度も計画通り実施し、合わせて漁組杵形支所前面のマイナス3.0m物揚場と港内の静穏度向上も考慮した改良の調査・構造設計に着手いたします。

漁業生産活動の拠点であり、ます漁港整備につきましては、国の公共事業の削減に伴い予算確保が厳しい状況にありますが、現在整備が進められて

おります仙法志漁港につきましては、計画どおり実施されるほか、特定計画の見直し、変更により新規施設等の整備を加えながら早期完成が図られるよう、また新たに老朽化による機能保全対策事業が行われます新湊漁港、蘭泊漁港につきましても、今後継続的に整備が進められるよう引き続き努力してまいります。

海岸保全事業につきましては、災害・防災上からも重要かつ急務であります。本年も引き続き仙法志本町地区、元村地区、また杵形蘭泊地区の海岸整備工事を実施してまいります。

次に、商工業及び観光業について申し上げます。

本町の商工業は、現下の厳しい社会経済情勢にあつて、基幹産業である漁業の不振や観光客の入込数の減少、公共事業の削減による建設業の不振等、また消費者自らが選択できる購買手法の多様化など町内の商工業にとつて極めて厳しい状況にあります。

こうした厳しい現況にあつ

ても、商工業者の更なる経営努力が必要であり、商工会を中心に関係者の英知を結集し、商店街に、賑わいや元気を取り戻す商工業の活性化に向けて努力して頂きたいと思っております。

町としても、商工会に対する助成や、商店街の活性化に向けた取り組みにも支援してまいりますし、商工業者に対する中小企業融資制度に基づく利子補給や個人の住宅リフォームの利子補給など、引き続き支援してまいります。

観光については、平成二三年度末の想定される利尻島の観光客入込数は、前年度比九パーセント減の約十五万五千人ほどと、ピーク時の六割弱まで減少するものと推測しています。昨年三月に発生しました東日本大震災による影響や長引く景気の低迷や海外旅行客の増加、団体ツアー客の減少、費用や日程条件による近場観光の増加等がその要因であると言われておりますが、大幅な観光客の減少は本町の観光産業に、大変大きな影響

を与えております。

現在、利尻・礼文及び稚内を中心とする北宗谷の観光は宣伝活動をはじめとする誘客活動を広域的に関係機関、団体が協働しておこなっております。今後も一丸となって広域的情報や意見の交換を緊密にして北宗谷における事業の展開を押し進めてまいりたいと思っております。

一方、町内の観光関連業者もそれぞれが誘客活動等の営業努力を行っております。しかしながら、先述のとおり利尻、礼文の観光客の入込は平成一五年の二七万人をピークに毎年減少し続けておりますが、単に長引く景気低迷が続いていることだけが要因ではなく、受け入れる観光地側にも大いに課題があると思っております。

利尻、礼文には恵まれた景勝資源が数多く存在しておりますが、今までの主流である「駆け足観光」に埋没している傾向にあります。恵まれた景勝資源に「ゆとり」ある観光をプラスすることも重要で

あります。それには短時間で「体験・学習」を組み合わせた観光の創出が必要であります。観光が多様化している中で、観光地に求められているものは何かを、今一度観光に携わる全ての者が真摯に問い直してみなければなりません。

観光に携わる皆さま方が、観光客の目線にたつて、「何を観たいのか、何を食べたいのか、何をしたいのか」を、考えながら対応していくことが大切であります。ほんのささやかな対応でも十分満足いただけることもあるのではと思ひます。

利尻の地域性や地域資源を大いに活用して「利尻らしいメニュー」を提供することが今こそ必要であり、勿論、メニューの中には地域として無理せず、どんな「おもてなしができるか」といったホスピタリティも一緒に提供されなければなりません。

とにかく、観光地利尻に誇りを持ち、強いメッセージを発信しなければならぬと思

っております。

昨年度は観光元年と位置づけ、観光協会との連携のもと大規模な観光誘客事業や体験型事業の展開をおこなつてまいりましたが、特に観光客招致には継続的な事業の実施が必要でありますので、東京都内でのラッピングバス製作事業や観光PRキャンペーン等引き続き大規模かつ効果的な宣伝活動や観光客誘客事業を積極的にこなつてまいります。

なお、昨年より町内においても東映六十周年記念映画作品「北のカナリアたち」の口



「北のカナリアたち」

ケが行われ、本年も引き続きロケが予定されております。また十一月三日には全国放映が開始されることから、この放映にもなう当地の知名度のさらなるアップ、そして観光客の増加等へと波及効果が大いに期待されますので引き続き各種のロケ支援をしてまいります。

また、本年も、大型クルーズ客船延べ十隻が杓形港に寄港接岸する予定であります。経済効果も十分勘案し、乗客の方を対象とした誘客事業の実施により、町内商工業の経済活動の活性化に寄与する取り組みもおこない、更には旅行エージェントと連携を強化するとともに、受け入れ体制の充実を図ってまいります。

申すまでもなく、漁業、商業、宿泊業など地場産業が強くに連携しあい発展していくことこそが観光産業の振興そのものであり、地域にとって経済的にも波及効果が非常に大きいものがあります。

本町の重要産業として、町内の観光関連業者はもとより、

関係機関、団体などと充分連携のもと観光振興を図ってまいります。

宿泊施設「ホテル利尻」の運営について申し上げます。ここ数年、離島観光減少の影響を直接的に受けて、ホテル利尻の宿泊者数も減少の一途をたどり、ひっ迫した経営状況にあつたため、検討を重ね、昨年度初めての試みとして四月から一月までの八ヶ月間の期間営業といたしました。結果として期間営業による種々メリット・デメリットもありましたが、本年度も昨年度に引き続き八ヶ月間の期間営業の予定といたしました。

また、東映六十周年記念映画作品「北のカナリアたち」が、今秋十一月三日に全国一斉にロードショーの予定であります。このことにより映画宣伝等を通して利尻礼文が再度脚光を浴びることが予想されますので、広告誌やインターネットなどを活用し、旅行エージェントとも連携し、「主演キャストが宿泊したホ

テル」として全国トップクラスと言われる良質の天然温泉である「利尻ふれあい温泉」とセットで利尻島の持つ魅力を最大限にアピールして、より一層の集客に努め、また利用者へのサービスの充実を図りながら、経費節減と収支バランスを充分に考慮した運営に努めてまいります。

次に、ふれあい保養センターの運営についてであります。引き続き通年の営業予定であります。全国に誇れる良質の天然温泉を町民はじめ、多くの方々に利用していただけるよう、より一層のPRに努めるとともに、衛生的で快適な交流と憩いの場としての施設設備の維持管理、運営に万全を期してまいります。

次に、砕石事業について申し上げます。平成二四年度の北海道開発事業費は前年度に比べパーセント増加であります。全国防災分を差し引くと四パーセント減少する状況の中で、管内の景気動向も引き続き厳しいものと予想されます。

砕石業界にあつても、工事の縮減による需要の減少により道内砕石場の統廃合が多く聞かれております。また、大震災の影響による物資の調達などに加え、工事発注の遅れなどにより工事期間の冬期間へのずれ込み等、一層先読みの困難な状況が続くものと思われま

す。今年度はこのような厳しい状況のなかではあります。利尻・礼文の公共工事の増加により販売量の増加も見込めることから、今後も適正な生産・供給体制を維持し、より一層の経費の節減に努めるとともに、職員・従業員が一体となつて事業の推進を行うほか、今年度も再生骨材製造事業の委託業務を継続し、安定経営に向けて最大限の努力を図ってまいります。

さらに、JIS（日本工業規格）に対応した品質管理体制を進めるとともに、研修などの実施により従業員の技術の向上と経営意識の高揚を図り、安全と健康管理にも十分配慮しながら災害・事故の防

止にも万全を期してまいります。老朽化しつつある生産設備にも順次補修・補強を実施し、防塵対策、交通安全対策についても積極的な対応を図ってまいります。

四、ふる里を愛し、豊かな心と文化を育むまちづくり

本町を取り巻く社会経済は大きく変化をしておりますが、本町の恵まれた資源や自然環境を最大限に活用し、郷土に愛着と誇りと自信を抱き、町民一人ひとりが優しい心や思いやりの心、人を愛する心を



中学校の教室風景

もち、新しい時代を切り開くことができる、心豊かでたくましい人づくりのため、地域一体となつてふる里を愛し、豊かな心と文化を育むまちづくりをめざしてまいります。

本年度は、新しい利尻町生涯学習推進計画（平成二四年度から平成二八年度まで五ヶ年）の初年度にあたります。

このため、生涯学習社会の実現に向け、町民の自発的な活動が活発に行われるよう町民にしっかりと周知し、研修機会の提供・学習機会の提供や学習支援など、より一層の充実に努めてまいります。

学校教育につきましては、子供たち一人ひとりに「確かな学力」と「豊かな心」「健やかな体」を育むため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、本町の児童生徒の学力向上を図るため、昨年利尻町学力向上実践研究連絡協議会の主催により、夏休みと冬休みを利用した小中合同の学習会を昨年に引き続き実施してまいります。又、児童生徒の学習意欲の向上や

学習習慣の一層の確立に積極的に取り組みます。

更に、小学校、中学校における新学習指導要領の新教育課程により本格的完全実施となることから、適切な教育実践活動の見直しを進めるとともに、今年度も引き続き、外国語指導者を雇用して各小中学校への派遣を行い、外国語学力の向上充実に努めてまいります。

さらに、信頼される学校づくりを実現するため、学校・家庭・地域の三者による連携した取り組みを基本として、地域力を積極的に活用し、特色ある教育の編成と学校教育目標の実現に努めるとともに家庭や地域の声に耳を傾け、責任ある教育活動の推進に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、安全・安心な学校づくりに向けて、保護者と連携を図りながら、計画的に進めていきたいと考えております。なお、本年度につきましては、平成二五年度着工をめざし仙法志小学校校舎・屋体の耐震

化改修等についての計画を策定してまいります。

社会教育につきましては、町民の多様な学習要求に応えるため、地域に根ざした各種学習機会の提供、各分野との連携や各種指導者の育成を充実させ、町民一人ひとりが主役となれる「自分づくり」「まちづくり」をめざすとともに、芸術・文化の振興についても自主的・創造的な活動を支援し、潤いのある地域社会の形成に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会をはじめ各種体育団体、各種指導者との連携により、今後も青少年の体力づくりと健全な人格形成の一環として、また、町民のふれあい、交流、そして情報交換の場として、町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康保持増進・運動能力の向上が図られるとともに、施設の適切な管理運営に努めてまいります。

なお、本年度は天望山スキー場用圧雪車が突然の故障による使用不能となったため、

更新を図りたいと思っております。

五、町民と行政の協働によるまちづくり

行財政運営について申し上げます。

国内経済は東日本大震災の影響により大きく落ち込んでおりましたが、昨秋以降復興の動きに支えられ、急速な立ち直りを見せてはおります。

しかしながら復興財源のための家計負担の増加に伴う個人消費の鈍化傾向や円高による輸出産業の競争力低下など、

経済回復には、なお時間を要するものと思われれます。また、ギリシヤに端を発したヨーロッパの信用不安や中国経済の失速など、世界経済も混沌の中にあり、需要の拡大は当面期待できない状況にあります。

その中で、本町の財政状況は、高齢化や人口減、水産業等の減産、観光客の減少など、主産業を取り巻く環境及び町税等自主財源も依然厳しい状況下にあることから、地方交

付税を始めとした国道からの依存財源に頼らなければならぬ現状にあります。しかし、人口の減少に伴い歳入の大宗を占める地方交付税の伸びは期待できず、一般財源の確保など、財政基盤の強化が急務となっております。

一方、歳出では、平成一七年度をピークに公債費の負担は減少しているものの、下水道事業を始めとした特別会計への繰出しと一部事務組合への負担が増加傾向となっており、将来的にも厳しい財政運営が予想されます。

こうした中、今後の行財政運営の更なる健全化に向けて、財政状況の詳細な分析等を行うとともに、引き続き行財政改革等の推進と事務事業の再精査を行いながら、より効率的な行財政運営と活力ある地域経済の進展のため、一層の使命感をもって取り組んでまいります。

地域活性化については、地域主権改革により、市町村などの基礎的自治体は自律と責任のもとで行動し、文字通り



北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院及び農学部と利礼3町の連携協定

自ら治める地方自治の視点がより必要な時代となっております。地方自治の原点は、地域共同体がその構成員相互の「自助と連帯」によって地域に生じる共同の役割を自主的に解決することにあります。地方行政の在り方も自治の視点から、住民団体やNPO、事業者等が連携し、大学や企業等の外部の力も取り入れ、住民と行政の協働による地域創造型社会の形成を目指していくことが重要となっております。

論などにも留意しつつ、漁業や観光をはじめとする産業振興、地域資源を活用した新しいコミュニティビジネスの創出、保健・福祉・医療の充実、東日本大震災を教訓とした防災・減災、消防対策など安全安心な町づくりなど取り組みなければならぬ施策は数多くありますので、国や道の補助金や一括交付金及び新たな税財源制度などに留意し、また、企業や財団等の助成制度などの活用も図れるよう、職員共々常に関心を持ちながら、最新の情報収集と情報提供を図ってまいります。

なお、総務省が提唱する「地域おこし協力隊」事業に平成二二年度から着手し、平成二三年度は都市圏から二名の人材を招致し活動を行ってまいりました。今後も地域が必要としている人材を外部から招致し、地域活性化と移住・定住対策を視野に入れた取り組みを引き続き進めるとともに、「地域おこし協力隊」と同様に総務省が提唱する「地域支援員」制度の活用を検討し、

地域の人材の掘り起こしも進めてまいります。広域行政について申し上げます。国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本町も稚内市を中心市とする宗谷定住自立圏形成協定を締結しておりますが、昨年、宗谷定住自立圏共生ビジョンが策定され、平成24年度からはいよいよ具体的な取り組みをスタートさせることとなりますので、本町にとって広域連携が必要なものについては、随時取り組んで行けるよう、中心市である稚内市と協議を重ねてまいります。

また、漁業についても、利尻漁業協同組合の発足に伴い、隣町との連携・協議の必要なものや、観光振興においても利尻礼文サロベツ国立公園を形成している北宗谷の市町村との連携が不可欠となっております。従来からの島内における一部事務組合の連携とは違う広域連携の在り方を検討するとともに、本町に必要な広域行政の推進を図ってまいります。

以上、平成二四年度の町政の推進にあたっての所信の一端を述べさせていただきましたが、私は就任以来「町政は町民のための町政、町民あつての町政」を信条に務めてまいりました。今後も不変の立場で謙虚さを忘れることなく、誰もが安心して住み続けられる地域づくり、住んで良かったと思えるふるさとづくりを目指し、引き続き豊かな海の資源づくり、そして魅力ある産業の振興に全力で取り組んでまいります。

また、これまで申し述べた各種施策や事務事業の実施には職員の一致協力が不可欠であります。

机上のみで判断することなく、現場や実態を十分に把握し、また町民や関係団体の意見に耳を傾け、また対話を積極的に重ね、日々の町政業務に取り組むことが最も大切なことと考えております。



平成24年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会

教育長 川 端 一 輝



平成二四年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、平成二四年度利尻町教育行政執行方針とその主要施策について申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、教育関係者並びに町民皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

はじめに

今日の我が国は、少子化に加え国際的な経済の不安定感が増長し、急激な社会情勢の変化が急速に進んでいるのが現状であります。

教育分野においても、近年教育基本法や関連教育三法等の改正がなされ、それを踏まえた教育改革や学習指導要領の改訂など、その具現化・具体的な取り組みが一段と進められ、まさに教育界の環境は大きな転換期を迎えております。

教育委員会といたしましては、このような教育を取り巻く現状や状況等を的確にとらえ、昨年策定しました利尻町教育推進五ヶ年計画を基本と

し、その教育理念、(心豊かにいきいきと学び、利尻の新しい時代を担う人材を育む)のもとその実現のため、本町の未来に夢を託す子どもたちの健やかな成長を育むことが重要であると考えております。

学校における授業や生活習慣をきちんと身に付け定着させることは勿論のこと、この利尻の大自然に恵まれた自然環境のもとで、地域性や特殊性、豊かな資源を最大限に活用しながら、確かな学力や体力の向上、更には子どもたちの豊かな人間性の育成に努めることが、大切であると考えております。

子どもたちがいつも笑顔で、まだ見ぬ輝かしい未来を思い描くことができる教育を推進して参ります。

子どもたちは、希望そのものであり、教育は紛れなく「未来への礎」であると考えておりますので、その実現のため、学校はもとより、家庭、地域との連携を一層強く図りながら、「地域の子どもたちは地

域」で守り育てるを合い言葉に地域社会全体において、子育て支援・教育に取り組んでいくことが、なによりも大切であると考えております。

又、利尻町教育推進計画の推進重要項目を具体的に実践するためには、何と云いましても学校教育と社会教育がそれぞれの領域において、機能を十分に有効的に発揮することに加えて、地域と学校が互いに協力しあい、学びあい、学社連携を図っていくことが大切であると考えております。

最初に学校教育関係について申し上げます。

重点項目の自立した生き方を支える教育の推進では、推進事項として「確かな学力の向上をめざす教育の推進」を図って参ります。

確かな学力の向上をめざすために、授業改善を中心に、個々に応じた補習、家庭学習の取り組みを進め、どの子にも基礎的な学力を習得させるよう努めて参ります。

次の推進事項として「コミ

ユニケーション能力を育む教育の推進」であります。

国語科で「書くこと読むこと」の領域」の指導の充実を図るとともに、各教科で表現力の育成のために、基礎的・基本的な学習の習得をはじめ、発表の機会の確保や話し合いの仕方の充実に努めて参ります。

次の推進事項として「少人数の特性を生かし、一人ひとりを伸ばすへき地・複式教育の推進」であります。

学年の目標や内容を明確にし、基礎の確実な定着を図る指導計画に基づきその指導に努めて参ります。

次の推進事項として「一人ひとりの自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進」であります。

校内委員会の設置や特別支援コーディネーターの活用など、全校的な支援体制の整備に努めて参ります。

次の重点項目であります新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進であります。

推進事項として「ふるさと教育、国際理解教育、情報教育、環境教育など社会の変化に柔軟に対応する教育の推進」であります。

今日の課題を踏まえ、学校や地域の特徴を考慮し、児童生徒の興味・趣味等関心に即した課題解決を図るため、総合的な学習の時間を基盤とし、他領域との関連も十分に考慮し、体験的・問題解決学習を重視した指導体制・指導内容の充実を努めて参ります。

次の推進事項として「よりよい生き方や主体的に進路を選択する力を育むキャリア教育の推進」であります。小学校で地域の特色を生かした体験活動や施設見学、中学校では働くことの意義を考慮るとともに職場体験活動を行い、職業というものを系統的にとらえ、将来的展望に立った生き方を考えさせる指導に努めて参ります。

次の重点項目の豊かな人間性と感性を育む教育の推進であります。

推進事項として「豊かな心を育む道徳教育の推進」であります。

道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制のもと、道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画を整備し、子どもの興味や関心を高める資料の活用を図りながら一層の道徳授業の充実に努めて参ります。

次の推進事項として「豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育む読書活動の推進」であります。

学校図書館の整備充実を図り、「朝読書」や「読み聞かせ」を日課表に位置付けるなど、児童生徒が意欲的に読書に取り組むよう更なる読書指導の充実に努めて参ります。

次の推進事項として「豊かな人間性や社会性を育む体験的な活動の推進」であります。地域に根ざした多様な体験活動を展開するとともに、教職員の専門性や地域の自然や歴史、伝統、文化などに詳しい人材の活用など、指導体制



しまっ子はつらつマラソン大会

の工夫に努めて参ります。次の推進事項として「豊かな人間性を育む生徒指導・教育相談の推進」であります。基本的な生活習慣の形成と児童生徒の豊かな人間性を育むため、保護者への啓発に取り組むなど積極的な生徒指導の展開に努めて参ります。次の重点項目の心身の健全な成長を促す教育の推進であります。

運動の楽しさや喜びを実感させ、生涯スポーツに必要な能力等を育成し、その環境づくりや、地域の自然や特性を生かした運動に親しむ機会の充実に努めて参ります。次の推進事項として「子どもが安心して学校生活を送ることができるとともに、関係機関や各校のPTAなどが連携し、子どもたちが安心して安全に生活を送ることができるよう取り組んで参ります。

次の推進事項として「食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につける食育の推進」であります。各学校が家庭や関係機関と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みなどを実施し、望ましい食習慣や好ましい人間関係を育てる給食指導の推進に努め、成果をあげよう努めて参ります。

信頼される学校づくりの推進であります。推進事項として「魅力ある学校づくりの推進」であります。家庭や地域に学校経営方針等を説明し理解を得ることや地域活動への積極的な参加など家庭や地域との連携、地域社会の自然や歴史・伝統・文化などを生かした教育活動に努めて参ります。次の推進事項として「日々の教育実践に生かす校内研修の推進」であります。今日の課題や教育実践上の課題を踏まえた校内研修の充実に努めて参ります。又、平成二三年度で整備しました校内LAN及びパソコンを活用し、平成二四年度から導入されます公立学校校務支援システムにより子どもの情報の共有化、教職員の校務の削減や軽減を図り、教職員が子どもに寄り添う、接する時間を増やして参ります。次に社会教育関係について

重点項目の利尻町らしい生涯学習社会の実現の推進では、推進事項として「利尻町らしい生涯学習・社会教育の推進」であります。

生涯学習推進計画の策定から十年が経ち生涯学習に対する理解も進み、文化・スポーツ、趣味・教養を中心に生涯学習に取り組む人も増加するなど成果をあげています。

町民一人ひとりが主役となり「自分づくり」「まちづくり」等の活動を推進し、教育資源の発掘に努めて参ります。次の推進事項として「生涯学習社会に対応した人材を育む社会教育の推進」であります。

「利尻町生涯学習推進計画」に基づき指導者登録制度・指導者派遣制度として「利尻町生涯学習ボランティアバンク」や「利尻町生涯学習まちづくり出前講座」を活用し、登録者の派遣により一定の評価を得ています。町民の学習要求が多様化・高度化しているため、指導者登録制度・指導者

派遣制度に限らず、団体や個人と連携し、多様な学習機会の提供を図り町民の学習意欲に応えるために各関係機関との体制を図り、人材育成とその活用を図って参ります。

でも、どこでも学ぶことができ、自己実現を図ることができる学習機会の提供や学習支援・相談体制の一層の充実に努めて参ります。

体的にスポーツ活動に参画できる環境づくりの推進に努めて参ります。

一、いつでも、どこでも、誰でも、なんでも
学べる生涯学習の推進
二、心豊かにたくましく
生きる子どもの
学校教育の推進
三、生涯学習に対応した
社会教育の推進
四、うるおいのある
町づくりの推進

生涯各期において多様な学習機会の提供を行っておりですが、今後も幼児期、青少年期、成人期、高齢期などそれぞれのライフスタイルステージに応じた学習活動が求められていることから、生涯いつ

文化関係団体の育成・支援及び青少年の芸術鑑賞の機会の充実や情報提供に努めて参ります。

地域が協力した活動として「学校支援」など、子どもたちの安心・安全の確保や健全育成の体制整備に努めていきます。これからも、地域において子どもたちの安全を確保する環境づくりを進めることが大切であり、地域住民皆様の協力を得ながら、子どもたちの活動拠点づくりなど、地域と子どもの結びつきを強めると取り組みなどの推進を通して、地域全体で子どもたちを見守り育てていく意識を高めて参ります。

本町の生涯学習推進計画（平成一四年度から平成二二年度一〇ケ年）は平成二四年度三月をもって終了いたします。このことより本年度が利尻町生涯学習推進計画（平成二四年度から平成二八年度まで五ケ年）推進の初年度となることから、「いつでも、どこでも、誰でも、なんでも」学習できるような社会の形成実現に向け事業の評価検証を実施しながら計画達成に向け推進して参ります。



町民文化展示会

自主的な活動の促進や芸術文化活動への参加機会の拡充や優れた芸術文化に接することができる環境づくりを進め、地域の歴史や文化を理解し郷土の財産として次世代に引き継いでいく取り組みの推進や、生涯スポーツ・健康づくり、スポーツ関係団体の育成・支援及び活動の交流機会の充実や情報提供、ふさわしいスポーツ習慣が形成されるよう、スポーツに親しむ意識の啓発や環境整備を行い、町民が主

今申し上げました各重点項目の推進事項実現のため、それらの具体的な基本的施策として次の四項目を申し上げます。

一、いつでも、どこでも、誰でも、なんでも
学べる生涯学習の推進
二、心豊かにたくましく
生きる子どもの
学校教育の推進
三、生涯学習に対応した
社会教育の推進
四、うるおいのある
町づくりの推進

本年度も、町民一人ひとりの学習要求に適切に応えることができるよう、関係機関と連携し協力体制を深めながら、生涯学習に関する情報提供システムや相談体制・学習支援システムなどの充実を図り、多くの指導者の登録・派遣を行い、人材育成と合わせた生涯学習の取り組みを進めるとともに、学校支援はもとより、地域に根ざした各種学習活動の展開に努めて参ります。

特に、交流促進施設「どんと」は、まちづくりの拠点施設でもありますので、効率的な管理運営に努めながら、他部局との連携強化による活性化を進めて参ります。

二、心豊かにたくましく生きる子どもの学校教育の推進

子どもたち一人ひとりが心豊かにたくましく生きぬくための「生きる力」を身につけることは重要であります。

そのために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それを土台に新たな課

題を自ら解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をバランスよく伸ばしていく中で「確かな学力」の育成が求められております。児童生徒一人ひとりに生涯にわたって学び続ける姿勢を養うために、きめ細やかな指導により「わかる・楽しい」授業が進められ、学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着が図られるよう努めて参ります。

又、これまでの「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、利尻町学力向上実践研究連絡協議会の主催によります町内小中学校教職員や保護者の講師ボランティアの方も含めた指導のもと、小中児童生徒の参加による、夏休み、冬休み期間を利用した小中合同学習会を昨年に引き続き実施して参ります。本年度は一般の方々のボランティアや可能であれば大学生、高校生の協力もお願いしたいと思っております。学習指導のあり方や児童生徒の帰宅後の過ごし方などを検証し、学習意欲



英語の授業風景

を高めるための授業改善や家庭における学習及び生活習慣の改善に向けた指導など、家庭との連携協力を得ながら学力向上に努めて参ります。

又、小学校高学年での外国語実習につきましては、的確に表現できる幅広いコミュニケーション能力を身につけることが大切なことから、本年度においても、英語指導派遣助手のもと、言語や外国語力の向上をめざして参りたいと考えております。

又、平成二〇年三月に告示され、学校教育施行規則に基

づき小学校では昨年度より実践されておりますが、中学校においては本年度より、新学習指導要領による教育実践が新教育課程に基づき完全実施となります。

更には児童生徒の豊かな心を育成するためには、道徳教育が基礎基本となります。

そのため、道徳の時間を要として教育活動全体を通して家庭や地域の連携を図りながら、児童生徒に生命を大切に思いやりの心、公共心や規範意識など育てる教育の充実を努めて参ります。

又、いじめ、不登校、問題行動などについては、その未然防止・情報モラル教育の充実を図り、心身ともに健やかな子どもの育成をめざすために、各学校では一人ひとりに応じた生徒指導の充実や児童・生徒会主体の「いじめ根絶」の取り組みを進めるとともに、子どもたちや家庭の悩み、教育相談等に対応するため、引き続き「教育推進アドバイザー・教育相談員」を配置して

参ります。

特に、登下校の児童生徒の安全確保については、子ども自身が自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、保護者や地域住民、関係団体・機関等が連携し、児童生徒が安心して登下校できる見守り活動や声かけ運動などをこれからも提唱して参ります。

次に健康でたくましい体づくりについては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を受け、子どもたちの実態に応じた指導体制の確立や運動の技能・能力の育成による体力の向上に努めるとともに、発達段階に応じた「性に関する指導」や「薬物乱用防止教育」などの実践を進め、学校保健・体育の充実に取り組んで参ります。

食に関する指導については、各学校が家庭・地域と連携し、先ほども申し上げましたが、「早寝・早起き・朝ごはん」運動や「手づくり弁当の日」

の設定などを実施し、「食」の正しい知識と、望ましい食習慣の確立や自己管理能力を身に付けることができるよう、利尻二町の学校を担当する栄養教諭の活用を図り、指導の充実に努めて参ります。

次に信頼される学校づくりにつきましては、学校に求められる最も大切なことは、児童生徒、保護者、地域から信頼され、安心して子どもたちを託すことができる学校運営が大切であり、「子どもたちには学校へ行きたい」「親には学校へ行かせたい」「地域は学校へ行かせたい」「地域の人達には子どもの様子を見たい」そう思われる学校づくりをめざし、学校教育目標を全教職員が共有し、その実現に一丸となつて取り組む体制をつくるのが、基本であり大切であると認識しております。

又、地域に根ざした教育が重要であることから、地域活動への積極的な参加など家庭や地域との連携、地域社会に

おける自然や歴史・伝統・文化などを生かした教育活動に努めるとともに、学校の教育目標の実現を図る学校経営ビジョンの策定と家庭や地域への説明責任を果たす学校運営の工夫に努め、開かれた学校・魅力ある学校づくりに努めて参ります。

次に、特別支援教育については、障害がある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した校内体制の整備を進めるとともに、その指導法の充実に継続して努めて参ります。

更に、利尻町特別支援教育推進委員会の活動を通して、関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と今後に向けた自立や進路・社会参加への支援を積極的に行つて参ります。

教職員の研修については、学校教育の成果は、教職員の資質能力に負うところが大きいことから、教職員の資質を高める研修を充実し、高い使命感や指導力・実践力のある

教職員の育成が必要です。このため、教職員一人ひとりが意欲を持って取り組むことができる校内研修や教職員評価制度の活用をはじめ、各種研修会・講演会への積極的な参加により教職員研修の一層の充実に努めます。

教育は人なりと言われます。町内の教職員がそれぞれ次の五項目「授業を大切にする教職員」「子どもとふれあう教職員」「自己を高め学び続ける教職員」「保護者や地域と連携をもてる教職員」「専門性に優れ個性豊かな教職員」について心に受け止め、一層の研さんに取り組んでいただき、更なる指導力、授業力の向上につなげていくよう、その充実を図つて参ります。

次に教育環境の整備につきましては、財政状況は極めて厳しい現況にありますが、児童生徒の豊かな人間性を培う教育環境の整備を図るため、学校施設の維持保全と教材教具の充実をはじめ、教職員住宅の維持補修等生活環境の整

備に努めて参ります。

なお、本年度は、仙法志小学校校舎・屋体の耐震改修等について計画の実施を進めて参ります。

以上、学校教育の推進について申し上げますが、今後

も、本町の恵まれた自然環境、歴史、風土等を生かし、「生きる力」の育成につながる地域に根ざした創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を行い、教職員の指導力を高める研修を充実させ、「利尻を愛し、夢と希望に向けて挑戦する子どもを育てる」学校教育の推進に努めて参ります。

三、生涯学習に対応した社会教育の推進

心の豊かさや地域に活力と生きがいを求め、町民一人ひとりが、いきいきと生活していくためには、自らの興味や関心に基づき、自分自身を深める学習活動を充実させていくとともに、その学習成果を地域に生かしていくことが求められております。

このため、町民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、学習情報の提供をはじめ、町民が様々な団体や個人と連携し、多様な学習機会の提供と体制の充実、人材育成とその活用を図り、町民主体の社会教育活動の支援に努めます。



お話し会

更に、次代を担う子どもたちの健やかな成長にかかわり、もつとも身近で重要である家庭での教育の充実とともに、図書室を活用した「おはなし会」などの幼児期の学習活動や、「野外体験学習」等を通

した少年期の学習活動の充実、文化を通して子どもの育成を図るなど、青少年の社会教育の充実に努めます。

又、指導者への研修機会の提供や、学習ボランティアの養成・活用など指導体制及び人材活用体制の整備に努め、子どもたちのふれあいを大切にした交流活動の推進、近隣市町村間の交流・連携による広域的な社会教育の推進も図りながら、幼児から高齢者までの幅広い学習活動を展開するよう努めて参ります。

四、いなかの芸術文化の推進

芸術・文化活動は、豊かな人間性を育み町民の日常生活にうるおいと生きがいをもたらすものであり、優れた芸術・文化に触れる環境づくりや芸術文化活動を促進するとともに、町民の文化活動の機会の充実に努めて参ります。

このため、利尻町文化協会をはじめ、各関係機関・団体



劇団四季利尻公演

と連携を図り、町民文化祭・町民芸能祭など町民が主体的に行う芸術文化活動を支援するとともに、地域の歴史的文化財や伝統芸能の保護、継承並びにその活用に努めて参ります。

また、交流促進施設「どんと」や博物館、公民館、図書室など社会教育施設を核とした各種事業や演劇、音楽など芸術鑑賞の機会の提供に努めて参ります。

本年度も、劇団「四季」による公演が予定されており、質の高い芸術鑑賞の機会の提

供に努めて参ります。

生涯スポーツは、人格の形成、体力の向上や心身の健康保持増進に寄与するとともに、私たちに多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大きな役割を果たしております。

このため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ大会・教室を開催するほか、体育協会をはじめ、各スポーツ団体との連携を図りながら、指導者への支援、各種スポーツ団体の自主的活動の支援に努めて参ります。又、スポーツ少年団やサークル、クラブの育成・支援を図るとともに、総合型地域スポーツクラブにつきましても検討を進めて参ります。

又、本年度は天望山スキー場の圧雪車の更新をお願いしており、運営・安全面において一層の体制整備を図って参ります。

これら、芸術・文化・スポーツの活性化を図るためには、関係施設が町民の皆さんに親しまれ、利用しやすいように、安全で効率的な施設提供が必要でありますので、適切な管理運営と維持補修に努めて参ります。

むすびに

以上、平成二四年度の教育行政の執行に関する基本方針と主要な施策を申し上げます。

教育委員会といたしましては、施策の実現に向けて、従来行ってきたことなどについて

て総括や見直しをしつつ、教育行政の計画目標と、その重点実践項目を継続実行していくことが大切かつ重要であると考えております。

すべては、子どもたちのために、町の宝である子どもたちが将来に向けて翔たける人づくり、その成長を使命として強く受け止め、教育関係者と一丸となり、「三あい」「学びあい」「鍛えあい」「助け合い」そして「焦らず」「慌てず」「諦めず」をモットーに、教育は未来の「投資」でありますので、これからの利尻町を支え生涯誇りの持てる人づくりに向けて、最善の努力をして参ります。

又、本町の文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現のため、町民との協働により各種施策に全力で取り組んで参りますので、町議会議員の皆様をはじめ、教育関係者並びに町民皆様の特段のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。



青少年交流育成事業

平成23年度 利尻町感謝状等授与式

2月20日、利尻町の自治・産業経済・社会福祉・教育文化・スポーツ等の振興及び篤志又は善行のあった方々に対し、感謝状が贈られました。尚、感謝状が贈られた方々は次のとおりです。

菊池 洋様は札幌市在住のため、田島町長が出札の際、北海道自治会館にて感謝状を贈りました。
(2月21日)



高額寄付者
菊池 洋 様
(札幌市在住)



前杓形本町第1自治会長
張 間 敏 一 様
(杓形字種富町)

平成24年度 更新時講習日程表 (上期)

利尻町地区		
講習日程	講習内容	講習場所
5月8日(火)	優良講習	交流促進施設どんと
7月5日(木)	優良講習	利尻町公民館
9月7日(金)	優良講習	交流促進施設どんと

利尻富士町地区		
講習日程	講習内容	講習場所
4月5日(木)	優良講習	交流促進施設りぷら
4月13日(金)	初回・特定	交流促進施設りぷら
6月7日(木)	優良講習	鬼脇公民館
8月7日(火)	優良講習	交流促進施設りぷら

●講習時間等

1. 優良講習

受付 午後5時～

講習 午後5時30分～午後6時(30分)

2. 初回・特任講習

受付 午後5時30～

講習 午後6時～午後8時(2時間)



石塚 力 雄 様
(杓形字泉町)

永年にわたり宗谷海区漁業調整委員会委員として職務に精励し、北海道における漁業振興発展に貢献されたことが認められ、北海道知事より北海道産業貢献賞が贈られ、田島町長から伝達されました。

北海道産業貢献賞

皆さんの「出迎え」や「見送り」への 協力をぜひお願いします!

平成24年度 クルーズ船寄港予定一覧(杓形港)

入 港 日	入港時刻	出港時刻	船 名
6/14 (木)	8:00	18:00	ばしふいっくびいなす
6/17 (日)	8:00	18:00	ばしふいっくびいなす
6/22 (金)	9:00	18:00	ばしふいっくびいなす
6/27 (火)	8:00	18:00	ばしふいっくびいなす
7/ 2 (月)	8:00	18:00	ばしふいっくびいなす
7/17 (火)	8:30	18:00	ふじ丸
8/26 (日)	8:00	17:00	にっぽん丸
8/29 (水)	8:00	17:00	にっぽん丸
9/ 4 (火)	8:00	17:00	にっぽん丸
9/ 8 (土)	8:00	17:00	にっぽん丸

利尻町ふるさと応援寄附について

利尻町では、「心のふるさと利尻」を想う人びとに寄附という形でまちづくりに参画いただき、「協働のまちづくり」を積極的に進め、最北の国立公園の美しい利尻島を守り育て、個性豊かで活力あるまちづくりを一層推進するための事業を展開いたします。

本町の魅力ある政策を全国にPRしながら、内からは「誇れる地域」、外からは「憧れる地域」、「住んでみたい地域」となるよう、今以上の満足度とイメージの良い魅力的な町をつくってまいります。皆様のご寄附が利尻町の未来を創ります。皆さんの心温まる応援を心よりお待ちしております。

平成23年度は「観光に関する事業」に寄せられた寄附金から利尻町観光協会が実施する観光客誘客事業補助金として4,500,000円を活用しましたこともあわせてお知らせいたします。

●寄附を募集する事業内容

次の7つの応援メニューから選択いただき、寄附金はその応援メニューに関する事業に充てさせていただきます。

1. 環境保全に関する事業 	産業廃棄物有効活用事業
	登山道整備事業
	緑豊かな町づくり事業
	ふるさと記念植樹（桜ロード）事業
	利尻の自然環境に関する保護・保全事業
2. 保健、医療、福祉に関する事業	医療技術者、介護福祉士の人材育成及び確保事業
3. 教育、文化活動に関する事業 	海藻クラフト普及事業
	歴史的建造物保全事業
	伝統芸能伝承事業
	食文化や地域行事継承事業
	その他、利尻特有の教育、文化推進事業
4. 地場産業及び地域振興に関する事業	ウニ、ナマコ人工採苗及び中間育成事業
	コンブ増産対策事業
	商店街活性化及び振興対策事業
5. 観光に関する事業	新たな観光スポット創出事業
	冬のイベント及び観光誘致事業
	海外及び国内観光客の誘致事業
6. 国内及び国際交流に関する事業	都市との交流事業
	国際交流促進事業
7. NPO法人支援に関する事業	利尻町内のNPO法人支援事業

●寄附金の募集方法 ～下記のいずれかで応募願います。～

※寄附金は一口5,000円を基本としますが、これは寄附金控除を受ける場合の最低額と関連しての設定ですので、寄附金控除の必要がない場合は、おいくらでも構いません。

○電話によるお申し込み方法…お電話いただければ申し込み・問い合わせができます。

■電話番号/利尻町役場 総務課総務係 0163-84-2345

○オンラインでのお申し込み方法…WEB上で必須項目を入力するだけで受付されます。

■利尻町ホームページURL <http://town.rishiri.jp> (SSL対応申込フォーム)

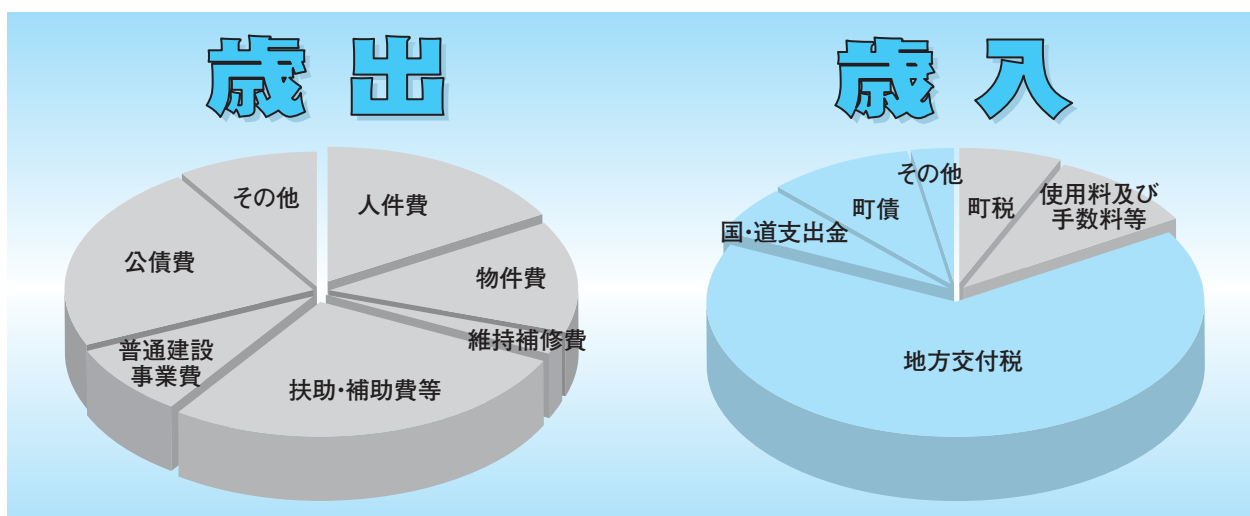
平成23年10月21日～平成24年3月31日までに、次の方々からふるさと応援寄附がありました。厚くお礼申し上げます。(単位:円)

氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
白老町 佐伯幸人様	30,000	東京都 匿名希望	10,000	利尻町 匿名希望	5,000
神奈川県 渡辺勝久様	10,000	東京都 羽村千枝子様	10,000	札幌市 山脇昭三様	10,000

予算が決まりました!

50億7,081万8千円

一般会計歳入歳出の内訳
総額 29億9,200万円



平成24年度各会計総括表

(単位:円)

会計別	平成22年度決算額(歳出)	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額	予算額前年度比較
一般会計	6,365,748,483	3,017,100,000	2,992,000,000	△ 25,100,000
特別会計	1,850,003,484	2,189,528,000	2,078,818,000	△ 110,710,000
国民健康保険事業	367,332,823	370,072,000	372,608,000	2,536,000
老人保健	8,751,787	0	0	0
後期高齢者医療	40,259,219	38,483,000	39,757,000	1,274,000
介護保険	272,200,589	299,164,000	262,901,000	△ 36,263,000
簡易水道	71,777,778	328,360,000	465,599,000	137,239,000
下水道事業	283,625,278	435,075,000	156,078,000	△ 278,997,000
漁業集落排水施設事業	52,314,792	51,111,000	53,300,000	2,189,000
特別養護老人ホーム	196,238,379	195,398,000	201,366,000	5,968,000
宿泊施設	243,274,434	217,504,000	222,846,000	5,342,000
し尿処理事業	0	0	22,100,000	22,100,000
砕石事業	314,228,405	254,361,000	282,263,000	27,902,000
合計	8,215,751,967	5,206,628,000	5,070,818,000	△ 135,810,000

※平成22年度一般会計決算額には、「地域情報基盤整備事業費」2,524,662,000円を含む

※老人保健特別会は、平成22年度で廃止 ※し尿処理事業特別会計は、平成24年度新設

平成24年度の各会計

一般会計ほか全会計総額

一般会計歳入の内訳

依存財源 24億9,745万5千円(83.5%)

国などにたよっている財源

地方交付税 19億6,000万円(65.5%)

市町村民税などによる収入は全国の市町村間で大きなばらつきがあり、収入の少ない町ではやりたい事業ができなくなります。そこで不均衡が小さくなるように国からもらうお金が地方交付税です。このお金は所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税が使われており、皆さんが国に納めた税金の一部が町に返ってくるかたちになります。

国・道支出金 1億7,333万4千円(5.8%)

事業には国や道からのお金だけで行うものや、一部国や道のお金で残りは町のお金を使うものなどがあります。このように国・道から入ってくる使い道の決まっているお金です。

町債 2億8,380万円(9.5%)

道路や港湾、建物などをつくるとき、町が計画的に借り入れできるお金です。

その他 8,032万1千円(2.7%)

自主財源 4億9,454万5千円(16.5%)

利尻町が自前で確保した財源

町税 2億688万6千円(6.9%)

町民税所得割、固定資産税等は従来から、地方税法で定められている標準税率で課税しています。

使用料及び手数料等

2億8,765万9千円(9.6%)

町の施設を使ったときや、役場で証明書などを発行したときにかかる使用料及び手数料や、保育料などの分担金及び負担金、土地や建物の貸付料などの財産収入、諸収入などがあります。



一般会計歳出の内訳

人件費 5億43万7千円(16.7%)

職員の給与費

物件費 4億207万7千円(13.4%)

施設の管理費等

維持補修費 6,779万7千円(2.3%)

道路や施設等の維持補修費

扶助・補助費等 8億2,314万2千円(27.5%)

病院等の一部事務組合や団体等への補助金

普通建設事業費 2億5,360万7千円(8.5%)

道路や施設等の建設費

公債費 6億7,988万8千円(22.7%)

借入金の返済

その他 2億6,505万2千円(8.9%)

平成24年度

おもな事業

【一般会計】

防災・減災対策事業 10,280千円

仙法志地区漁場保全事業 10,000千円

久連地区船揚場波除堤改良事業
10,300千円

観光誘致・宣伝関連事業 23,500千円

スキー場圧雪車購入事業 29,000千円

【水道・下水道事業特別会計】

利尻島下水道ミックス処理施設整備事業
47,400千円(継続)

利尻町統合簡易水道整備事業
398,990千円(継続)

議 会 報 告

平成23年 第4回町議会定例会

第4回町議会定例会は12月15日招集され、条例案、補正予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

〔条例改正〕

◆利尻町税条例の一部を改正する条例案

○本条例は、地方税法の一部を改正する条例が公布された事により、本町の税条例の一部を改正するものであり、主な改正内容は寄付金税額控除の適用下限額の引き下げ、町税に関する罰則規定の見直しによる過料の引き下げ等、地方税法の改正で、町条例において関係する個人住民税等の所要条文を改正したものです。

町税は納期内に
納めましょう!

各会計補正予算

※△は減額です。

	補 正 額 (増減)	予 算 総 額
一般会計補正予算 (第5号)	8,328万1,000円	31億9,640万5,000円
国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第3号)	747万9,000円	3億6,685万9,000円
後期高齢者医療 特別会計予算補正 (第1号)	99万3,000円	3,947万6,000円
介護保険 特別会計補正予算 (第2号)	△ 220万3,000円	3億1,121万9,000円
簡易水道 特別会計補正予算 (第1号)	55万2,000円	3億2,891万2,000円
下水道事業 特別会計補正予算 (第3号)	101万2,000円	4億4,471万2,000円
漁業集落排水施設事業 特別会計補正予算 (第1号)	191万5,000円	5,302万6,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算 (第1号)	233万7,000円	1億9,773万5,000円

町政の主人公は町民の皆さんです!

議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

一般質問



A **Q**

IP告知端末「知らせますケン」を利用し両町の葬儀のお知らせや、火災、災害等の情報を告知する考えはないのか？

両町の運用方法の問題や個人情報問題があるが、町民からの意見や要望が多ければ、検討していきたい。

松村議員 IP告知端末「知らせますケン」は、隣町との連携がされていないため、全島一円の放送はできないと言われておりますが、担当者の連携を図りながら、両町の葬儀のお知らせや火災、その他の災害状況の告知をするのができないか、町長にお尋ね致します。

田島町長 IP告知端末を利用しての両町からの「葬儀等のお知らせ」については、運用上で事務担当者の連携を図りながら進めていくとなれば、可能な事だと考えます。ただ隣町とは告知端末の運用方法が若干違い、当町は音声と画面を使っていること、隣町は音声だけの告知ということで、運用上の問題や個人情報問題等の様々な問題がありますが、町民からの意見や要



知らせますケン

望が多ければ、告知端末を有効に使う面からも隣町との協議を検討したいと思えます。また、災害の告知については、通行止めや土砂崩れは、これまでも島内一円で情報をお知らせしているのが実態です。火災の告知については、家屋火災等の小規模な個人を特定できるような火災は個人情報関係もあり放送して差し支えないかという問題もあるので、関係部署で十分に検討したいと思えます。

2 問目

Q 国の防災計画の修正案に対して、当町はどのように対応していくのか。また、町内の光ケーブルが破損した場合は住民にどのように周知するのか。

A 現在、ハザードマップ・避難計画を暫定版として整備している段階です。また、光ケーブルが破損した場合は、携帯電話の「エリアメール」サービス等で対応している。今後も光ケーブルが破損した際の対応は十分に検討していきたい。

松村議員 この度、国の防災計画の修正案が発表され、大津波には5分以内に避難できるまちづくりを目指すなどの指針が示されておりますが、当町においては、これらの防災計画に対して、どのように対応していくのか。また、災害によって町内の光ケーブルが破損した場合、住民にどのように周知するのか、町長にお尋ね致します。

部でまとめたつもりです。

また、標高表示板の設置や避難食の整備を進めたいと考えております。

場から災害情報等をメールで送信できるシステムを既に導入済みで、今後、他の携帯電話会社も、このサービスの開始がなされた場合は即座に対応していきたい。また、災害時の防災情報は有効と考えており、現在、「FMわっぴー」を町内で聴けるように、電波増幅に向けて総務省へ要望しております。また、あらゆる通信手段が遮断された場合のために、今年度、衛星携帯電話を2台整備しました。

田島町長 この度の、国の防災基本計画の修正案にあわせて北海道の防災基本計画が見直し・修正され、それに伴い当町の防災基本計画を見直していくのが、本来の筋とは思いますが、災害はいつ発生するか予期できないので、北海道の計画の見直しを待っているのではなく、新たな避難所や避難ルートの設定に向け、避難訓練の実施や議会の町内視察等から広く意見を聞き、内部で十分に協議をし、当町の防災計画の考え方・在り方を内

最終的には北海道から示される最新の津波予想図をもとにハザードマップを整備していくは津波予想図が示されるのが平成25年度以降と言われており、現在、当町では5分以内に避難できる事を基本にハザードマップ・避難計画を暫定版として整備している段階であり、今後、浸水の高さを念頭におき、一時避難所、広域避難所、収容避難所等を設定するため、随時必要な整備をしていこうと考えています。

今度も、光ケーブルが破損した際の通信手段について、十分に協議し検討していきたい。





Q

利尻島国保中央病院の経営診断結果により、今後、どのように経営改革を進めるのか？

A

未だ経営診断結果は納品されていないが、納品され次第、内部で協議をし、今後の病院の在り方を考えていきたい。

惣万議員 利尻島国保中央病院の経営診断結果が出ていると思いますが、その結果により、今後どのように経営改革を進めるのか、町長にお伺い致します。

等の改革に、診断結果の内容が繋がってくると思いますので、診断結果を見て、内部で協議をし、今後の病院の在り方を考えていきたいと思えます。

田島町長 利尻島国保中央病院の経営診断については、全国自治体病院協議会に平成23年7月1日付けで委託契約をし、納期は12月末日までとなっているものの、先般の6月定例町議会で、11月末までには、何らかの形で経営診断の結果を議員の皆さんに報告できると答弁しておりました。

また、診断結果が納品され次第、後日に開催される議員協議会において、議員の皆さんに診断結果の内容について報告申し上げたいと思えます。

ご質問の、診断結果により今後の病院の経営改革をどう進めていくか、という事ですが、病院の規模や診療体制、診療報酬



利尻島国保中央病院

2 問目

Q

少子高齢化が進む中、不妊治療をされている夫婦に費用負担の補助をする考えはないのか？

A

少子高齢化が進む中、有効な制度と考えているので、新年度から実施できるよう前向きに考えたい。

惣万議員 全国で初めて、道内町村で不妊治療に対して、自己負担分を第2子まで全額負担補助を進めた町村が出てきておりますが、当町では少子高齢化が進む中で、このような不妊治療をされている夫婦に対して費用負担の補助をする考えはないのか、町長にお伺い致します。

形で、最大5年間継続で補助しているケースが多いようです。当町においても、年々、少子高齢化が進む中、非常に有効な制度と考えておりますので、治療回数や助成額、プライバシーの問題等、内部で協議をし、新年度から実施できるよう、前向きに考えていきたいと思えます。

田島町長 この制度の正式な名称は、北海道特定不妊治療費助成事業という事で、平成16年に北海道がこの事業を開始し、現在道内では10市9町1村の20市町村が、北海道の補助制度に沿って、助成をしているのが実態です。

北海道は、体外受精と顕微受精の2種類を補助しており、おおよそ北海道は費用の2分の1、残りの2分の1を自治体が10万円まで、あるいは全額といった



【第4回臨時会】

第4回町議会臨時会は 11月27日に招集され、会期を1日とし同日閉会しました。

審議された主な内容は次のとおりで、原案のとおり可決されました。

◆利尻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、人事院勧告及び北海道人事委員会の勧告に準じ、職員の給与を改正し特に50歳代の職員を中心とした月例給の引き下げが主な内容です。

【専決処分】

平成23年度利尻町一般会計補正予算(第4号)

○歳入歳出それぞれ510万円を追加し予算総額を31億1312万4千円としました。歳出は、次のとおりです。

○利尻町ロケ支援協議会補助金 270万円

○宿泊施設特別会計繰出金 240万円

利尻町職員事務分掌一覽表

平成24年4月1日 現在

副町長 保野 洋一 町長 田島 順逸 教育長 川端 一輝

総務課	課長 田尻 隆志	総務係	係長 小杉 和樹	主査 柴田 修子 主任 高松 宏樹 主事 小坂 勝哉・木村 祐城・池神 朱莉 一橋 知穂	
		財政管財係	係長 小玉 喜衛		
		防災広報係	係長 佐藤 弘人		
		企画振興係	係長 宮道 信之		
		税務係	係長 佐野 洋之		
保健福祉課	課長 佐々木 日出雄 (沓形保育所長・高齢者生活福祉センター所長・地域包括支援センター長) 課長補佐 齊藤 喜好	町民係	係長 対馬 譲	主任 佐藤 陽子 主事 竹口 和人・石川 拓哉・岡本 克成 安達 咲 保健師 工藤めぐみ 管理栄養士 町村 美咲 臨時職員 濱田 陽介	
		福祉係	係長 齋藤 喜好		
		保健係	係長 今野 淳		
		衛生施設係	係長 佐藤 佳伸		
		保健指導係	係長 鎌田 美鈴		
		沓形保育所	主任保育士 対馬 紀美子		保育士 小坂加奈絵・八講 有子 戸田美穂子
		仙法志保育所	主任保育士 佐孝 直美		保育士 浜岸 貴子
		高齢者生活福祉センター			生活相談員 石垣 司
		地域包括支援センター			保健師 小松友紀恵・(鎌田 美鈴) (工藤めぐみ)
		産業振興課	課長 八講 博之 課長補佐 平等 清文		水産港政係
商工観光係	係長 張間 静也				
建築農林係	係長 新谷 司				
土木係	係長 (熊谷 幸男)				
建設課	課長 熊谷 幸男 課長補佐 村谷 邦彦	上下水道係	係長 (村谷 邦彦)	技師 中川 篤志 主事 小坂 勝敏 臨時職員 堀 啓祐	
		下水道技術係	係長 (熊谷 幸男)		
		次長 澤谷 敬 主任 尾上 幾美			
仙法志支所	支所長 葛西 圭吾 (仙法志保育所長・高齢者共同生活施設所長)				
宿泊施設	総支配人 安藤 敏朗	支配人 柴田 昭夫 調理長 井田 作 主事 塚本 雅幸			
砕石事業所	所長 平野 実一	主任 三上 信悟			
特別養護老人ホーム	所長 飯田 敏一	総務係長 中川 広之 生活相談員 俵谷 隆浩・山本 侑矢 主任看護師 佐々香代子 看護師 石橋 昭代 栄養士 松谷つぐみ 介護支援専門員 大窪 知史 介護福祉士 八木 亜紀・入井由美子・杉田有希子・高田 初実・山本 藍・太田 雅寛 岩田 祐弥 介護助手 平野あすか			
会計管理者	松枝 正敏	出納係 主任 長内さゆり			
教育委員会	教育課長 西谷 榮治 (学芸課長)	管理係	係長 矢田 秀喜 主査 宮道真由美 技手 新浜 直樹		
		社会教育係	係長 鎌田 正吾 主査 古屋 恵一 社会教育推進主査 関根 智敏 主任 北島 政幸		
		学校公務補	仙 小杉森満紀子 沓 中 加藤 敏文		
		博物館	学芸係長 佐藤 雅彦		
議会議務局	局長 上遠野 浩志	主事 中村 大志			
病院組合	事務部長 小坂 実	庶務係	係長 根上 光 主事 工藤 雄介		
		医事係	係長 中山みゆき		

※ は4月1日付け昇任 ※ は4月1日付け異動 ※ は4月1日付け新採用 ※ () は他係を兼務

**役場及び町関係の執務時間は、
月曜日から金曜日
8時30分～
17時15分までです。**
(勤務状況により異なる施設もあります)

土、日曜日・祝日における戸籍の受付や離島住民旅客運賃割引証の交付などは、8時30分～12時30分まで日直が対応いたしますので、ご遠慮なくお越しください。(仙法志支所は土曜日のみ) なお、離島住民旅客運賃割引証の交付は、役場、仙法志支所のほか、利尻島国保中央病院、ホテル利尻、消防署、仙法志分遣所、商工会、宗谷バス利尻営業所、利尻漁協沓形・仙法志支所、沓形・新湊・仙法志郵便局でも受け取ることができます。

利尻町職員の給与・職員数のあつまり

町民の皆様にも、町行政についてより一層ご理解を深めていただくため、
職員の給与や職員数がどうなっているのか、その概要をお知らせいたします。

〔給与〕

町職員の給与は、国の職員の給与を基準にし、毎年国や道、他の市町村とのバランスを考えながら、町議会の議決を得て条例で定められています。国の職員の給与を100として見た場合、利尻町職員の給与は平成23年4月1日現在92.9となっています。

〔職員数〕

町職員の数は、平成23年4月1日現在で93名となっています。

主な内訳は、一般行政部門で47名、特別行政部門（教育関係）で13名、公営企業等部門で33名です。

○給与のしくみ

毎月決まって支給されるもの	給 料	一般的に基本給と言われるものであり、経験年数や職員の責任の度合いによって条例で定められているもの
	扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されるもの
	住 居 手 当	職員の住宅に対し、住宅料の一部を支給するもの
実績に応じて支給されるもの	通 勤 手 当	職員が勤務地から片道2km以上離れた所から通勤している場合に支給されるもの
	管 理 職 手 当	課長及び課長補佐職の者が給料の6.5%～8%の範囲で支給されているもの
	特 殊 勤 務 手 当	危険な作業や困難な業務に従事するものに支給されるもの
一定の時期に支給されるもの	時 間 外 勤 務 手 当	勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるもの（夜間・休日勤務等）
	期 末 勤 勉 手 当	一般的にボーナスといわれるもの
	寒 冷 地 手 当	一般的に燃料手当といわれるもの
	退 職 手 当	退職時に勤務年数や退職時の給料額に応じて、決められた支給率によって支給されるもの

○人件費の状況

平成22年度の一般会計決算のうち、人件費が占める割合は次のとおりです。

人件費には、職員に支給する給与の他に特別職に支給する報酬・給与なども含まれます。

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件比率 (B/A)	21年度比率
6,365,749千円	480,267千円	7.54%	13.08%

○給与費の状況（平成23年度利尻町一般会計）

職員数 (A)	給 与 費 (B)			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
59人	218,738千円	23,853千円	77,509千円	320,100千円

※1人あたり (B/A) = 4,878千円



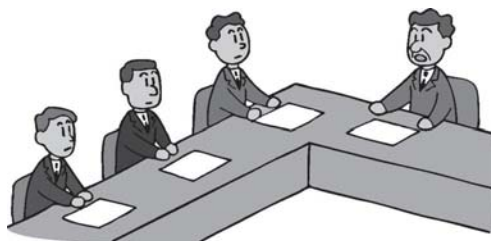
○職員の初任給と平均給料月額（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	初任給	採用2年経過後の給料額	経験年数区別平均給料月額			平均年齢 (歳)	平均給料月額	
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満			
一般行政職	大学卒	172,200	185,800	-	310,000	350,100	44.2	313,500
	短大卒	149,800	161,600	241,700	267,700	-		
	高校卒	140,100	149,800	205,800	260,900	303,700		

○特別職の給料等の状況（平成23年4月1日現在）

町長等の理事者や町議会議員の給料などは、一般職とは別の条例で定められています。



区 分	給料等月額	期末手当の支給割合（月分）		
		6 月期	12 月期	合 計
町 長	550,000円	1.25	1.6	2.85
副町長	530,000円	1.5	1.65	3.15
教育長	512,000円			
議 長	235,000円	1.225	1.375	2.6
副議長	190,000円			
議 員	170,000円			

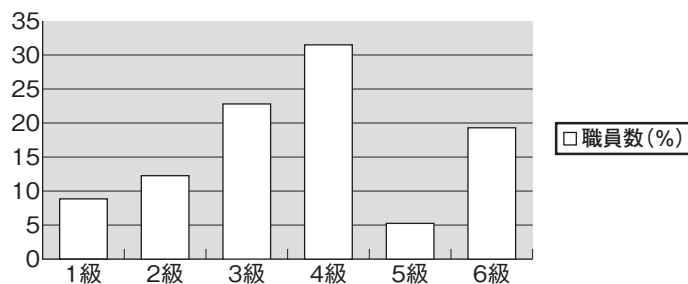
※町長等の理事者や町議会議員に、勤勉手当の支給はありません。

○職員手当の状況（平成23年4月1日現在）

手当名	内 容	備 考	手当名	内 容	備 考	
扶養手当	①配偶者 13,000円	国と 同じ	期末 手当 及び 勤勉 手当	〔期末手当〕〔勤勉手当〕		国とは 一部 異なる
	②配偶者以外の扶養親族 6,500円			6 月期 1.225 0.675	1 2月期 1.375 0.675	
③15歳以上から22歳までの子供 5,000円加算	合計 2.60 1.35		※職務上の段階等による加算措置あり			
住居手当	①自己所有住宅 5,000円	国とは 一部 異なる	寒冷地 手当	扶養親族などの数に応じて、次の 範囲で支給される。		国とは 一部 異なる
	②借家で家賃が12,000円を超える場合 家賃額に応じて、27,000円を 限度に支給			44,000円～116,800円		
通勤手当	①交通機関利用者 バスなどの運賃に応じて 55,000円を限度に支給	国と 同じ	退職 手当	〔自己都合〕〔勤奨・定年〕		国と 同じ
	②自家用車利用者 通勤距離に応じて 20,900円 を限度に支給			勤続20年 23.50 30.55	勤続25年 33.50 41.34	
特殊 勤務 手当	利尻町には3種類の特殊勤務手当 があります。	国と 同じ	最高限度額 59.28 59.28			
	①伝染病防疫手当 ②火薬類取扱業務手当 ③潜水作業手当					

○一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職とは、一般的に言う事務系職員のこと（税務や下水道などの担当は除く）で、現在は57名です。



級別	役職名	職員数(構成比%)
1 級	主事補・主事	5 名 (8.8)
2 級	主事・技師	7 名 (12.3)
3 級	主任・係長	1 3 名 (22.8)
4 級	主査・係長	1 8 名 (31.5)
5 級	課 長 補 佐	3 名 (5.3)
6 級	課 長	1 1 名 (19.3)

このページに関するお問い合わせは、役場総務課まで
 TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
 E-mail:soumu@town.rishiri.hokkaido.jp

国民年金からのお知らせ

平成24年度の国民年金保険料は

月額1万4,980円（付加保険料は400円）です。

付加保険料～老齢基礎年金に付加年金を生涯上乘せすることができます。

付加年金（年額）200円×付加保険料納付月数

平成24年度の年金額	老齢基礎年金・障害基礎年金2級	786,500円
	障害基礎年金1級	983,100円

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら、早めに納めましょう。

たとえ一ヶ月分でも納め忘れた分がありますと、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう。



～こんなときは国民年金の手続き（種別変更）が必要です!!～

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。加入の種類（種別）は、

第1号被保険者 自営業や学生など

第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない方）の3種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職・結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合は、病気やケガで障害が残ったときの障害年金や、死亡した場合の遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きして下さい。

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	市町村の窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	市町村の窓口
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	市町村の窓口
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第3号⇒第1号	市町村の窓口

もしも…国民年金保険料の納付が困難なときは

所得の少ない方は

「保険料免除制度」

の手続きを

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

市町村国民年金窓口申請し、年金事務所で前年の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除されます。

その他、失業などにより承認される場合があります。

30歳未満の方は

「若年者納付猶予制度」

の手続きを

30歳未満の方に限り利用できる制度です。

市町村国民年金窓口申請し、年金事務所で前年の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

その他、失業などにより承認される場合があります。

学生の方は

「学生納付特例制度」

の手続きを

在学期間中の保険料を社会人になってから払うことができる制度です。

学生本人の所得がない場合や少ないことにより、保険料を納付することが困難なときは、市町村の国民年金担当窓口で申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

※申請手続きは毎年必要です。

●継続申請もできます！

全額免除・若年者納付猶予を希望される方は、申請時のご希望により、翌年度以降も継続して審査ができ、毎年度の申請書の提出が省略出来ます。

※失業等を理由として承認を受けた方や4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた方は、毎年度申請が必要です。

追納をおすすめします！

国民年金には追納という制度があり、10年以内なら保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間の保険料を納めることができます。

追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつき高くなります。お早めに「追納」することをおすすめします。

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

口座振替なら一度手続きをすれば、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間がはぶけ納め忘れの心配もなくとても便利です。

手続きは…「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」が各金融機関の窓口で備え付けられています。

また、国から発行されている国民年金保険料納付案内書に「口座振替納付申出書」が付いていますので、どちらの申出書でも、すぐに金融機関の担当窓口で手続きをすることができます。

振替までに2カ月程かかりますので、お早めの手続きをお願いします。

なお、引落日は、毎月納付の場合は翌月末日、1年前納の場合は4月末日、半年前納は1回目が4月末日、2回目が10月末日です。

【大変お得な口座振替の早割制度はご存知ですか？】

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落日）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると**50円（年間割引額600円）**が割引となり大変お得です。早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落日となり、その後の**毎月の保険料が50円割引**となります。

口座振替【早割】
にした場合
(5月分からの例)

4月分

14,980円

5月分

50円割引
14,930円

6月分

50円割引
14,930円

5月末に引落

6月末に引落

国民年金等についてのお問合せは…

役場保健福祉課町民係 (☎0163-84-2345)
稚内年金事務所 (☎0162-32-1941)

後期高齢者医療制度の お知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆様にお支払い頂く保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 (年額) 40,175円	→	平成24・25年度 (年額) 45,544円 (5,369円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 9.35%	→	平成24・25年度 10.13% (0.78ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	→	平成24・25年度 55万円 (5万円増)

◆ 保険料の計算方法(平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 45,544円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円)×10.13%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,554円	約 537円増
33万円	8.5割軽減	6,831円	約 805円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	22,772円	約 2,685円増
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	36,435円	約 4,295円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

●単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	9割	—	4,500円	500円増
153万円	8.5割	—	6,800円	800円増
168万円	8.5割	5割	14,400円	1,400円増
180万円	2割	5割	50,100円	5,400円増
211万円	—	5割	74,900円	7,700円増
250万円	—	—	150,600円	13,000円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,500円	500円増
	妻	9割	—	4,500円	500円増
153万円	夫	8.5割	—	6,800円	800円増
	妻	8.5割	—	6,800円	800円増
168万円	夫	8.5割	5割	14,400円	1,400円増
	妻	8.5割	—	6,800円	800円増
180万円	夫	5割	5割	36,400円	3,700円増
	妻	5割	—	22,700円	2,700円増
211万円	夫	2割	5割	65,800円	6,600円増
	妻	2割	—	36,400円	4,300円増
250万円	夫	—	—	143,800円	13,000円増
	妻	—	—	45,500円	5,400円増

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
利尻町役場 保健福祉課保健係 (内線 113)

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが
一定の金額にとどめられます

高額な外来診療を受けたとき

健康保険組合など



事前に
①認定証の申請
②認定証の交付



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額に(※)

病院・薬局など



(※) 窓口支払いの上限額（月当たり）は、
所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいてましたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方 	加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください

○ 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます。）

お問い合わせ先

現在加入している健康保険組合または、利尻町役場保健福祉課保健係までお問い合わせ下さい。
電話 84-2345 IP電話 84-0120

ふるさと利尻の情報をお届け!

ふるさと情報サービス事業

利尻町では、都会で暮らす利尻町出身者に『利尻町』の情報を提供し、ふるさと利尻との絆を深めてもらうことを目的として「利尻町ふるさと情報サービス事業」を実施しています。この事業は、1年分（6・8・10・12・1・2・4月の年7回配布）の郵便料相当分1,000円を負担いただいた希望者を会員として登録し、「広報りしり」「観光パンフレット」等を提供する事業です。ご希望の方は、お電話でお問い合わせいただければ、詳細をお知らせいたします。なお、すでに会員登録されている方には、別途ご案内いたしますが、更新を希望される方も、必ずお申し込みをお願いいたします。

※詳しくは右記の連絡先までお問い合わせ下さい。

会員の方で転居等により連絡先の住所を変更されている場合は、情報のご提供ができませんので必ずご連絡願います。

〒097-0401

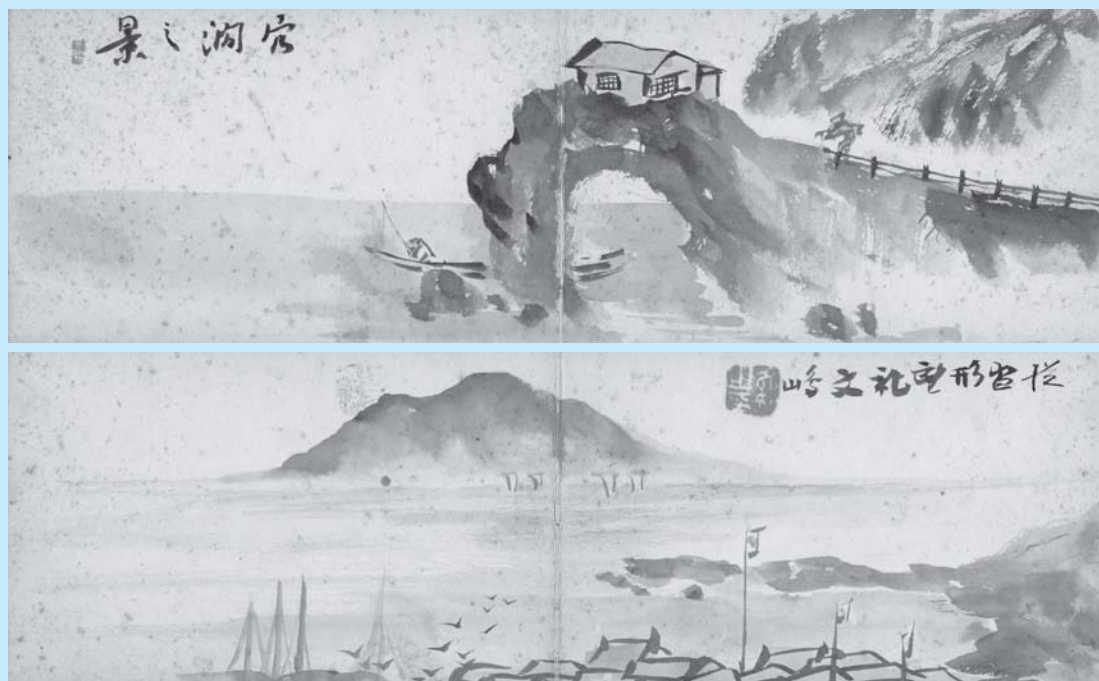
北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14-1

利尻町役場

総務課防災広報係 まで

TEL 0163-84-2345番

FAX 0163-84-3553番



黒澤鯤堂の墨彩画帳『利尻嶋廻』から「穴潤之景」と「従沓形望礼文嶋」

博物館発利尻情報

大正三年秋の利尻島墨彩画

博物館に利尻墨彩画帳『利尻嶋廻大正三季秋八月下浣』がある。大正三年八月下旬に利尻島を回って墨彩で描いている。「鬼脇入港」から始まり、「小田泊江畔」「野中山中ノ通送」「仙法志之鯨漁場」「穴潤之景」「従沓形望利尻山」「従沓形望礼文嶋」「本泊小湾」「鴛泊燈臺」「鴛泊湾全景」「石崎海岸」の一景で終わる。

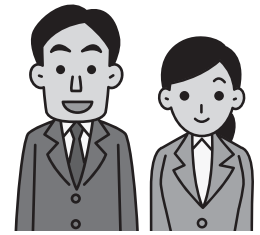
これを描いたのは黒澤鯤堂で本名は黒沢長榮。明治三二年（一八九九）から大正九年（一九二〇）まで鬼脇郵便局長をしていた。明治四四年（一九一〇）六月七日の小樽新聞には「黒澤郵便局長を訪問し御自慢の水松の盆栽数十鉢を拝見し更に局長の余技たる山水花鳥種々の画幅を一見して其多趣味に感服す」と書かれている。黒澤鯤堂の絵は仙法志の専称寺に飾られている額や鬼脇の北見神社奉納の俳句額、妙泰寺奉納の俳句額にも描かれている。利尻島内にもまだあると思われる黒澤鯤堂墨彩画調査に取り組みたい。

おしらせ

国家公務員採用試験のお知らせ

- 総合職試験（院卒者・大卒程度） 受付期間 4月2日(月)～4月9日(月)
 - 一般職試験（大卒程度） 受付期間 4月10日(火)～4月19日(木)
 - 一般職試験（高卒者） 受付期間 6月26日(火)～7月5日(木)
- ☆インターネットによる申込をご利用ください。

・申込専用アドレス<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
☆郵送等による申込方法や受験資格等については、お問い合わせください。



人事院北海道事務局第二課試験係
電話：(011)241-1248番

警察官採用試験のお知らせ

平成24年度警察官採用試験の日程が決まりました。

1. 受験資格 A区分（男女） 学校教育法による大学（短期大学を除く）等を卒業した者
（平成25年3月卒業見込み者を含む）
B区分（男女） A区分以外の者
（学校教育法による高等学校に在学中の者を除く）
2. 年 齢 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
（平成25年4月1日現在で18歳以上33歳未満）
3. 受付期間 平成24年4月2日(月)～平成24年4月18日(水)
（電子申請は4月13日まで）
4. 試験日程 第1次試験 平成24年5月13日(日)
5. 試験場所 稚内市



旭川方面稚内警察署
電話：(0162)24-0110番

巡回登記所開設のお知らせ


旭川地方法務局では、皆様の登記に関する申請及び登記相談をお受けするため、下記のとおり、利尻富士町において「巡回登記所」を開設いたします。

1. 開設日時 右記日程表のとおり
2. 担当者 旭川地方法務局職員
3. 取扱業務
 - ・土地、建物の登記に関する相談及び申請の受付
 - ・会社、法人の登記に関する相談
 - ・証明書等の申請書の受付

お問い合わせ先
旭川地方法務局総務課 電話：(0166)38-1111番

※無料登記相談所の終了について
利尻町役場において実施しておりました、司法書士による無料登記相談所は、本年2月の開設をもって終了させていただきます。

実施日	実施時間	実施場所
4月10日(火) 11日(水)	午前9時から 午後4時まで	利尻富士町 役 場
5月 8日(火) 9日(水)		
6月12日(火) 13日(水)		
7月10日(火) 11日(水)		
8月 7日(火) 8日(水)		
9月11日(火) 10月10日(水)		
11月13日(火) 14日(水)		
12月 4日(火) 5日(水)		
1月22日(火) 23日(水)		
2月12日(火) 13日(水)		
3月 5日(火) 6日(水)		



会社・法人の印鑑証明書の交付請求手続きが便利になります

毎月、開設している巡回登記所で印鑑証明書の交付請求をしていただく場合、4月から特例として交付請求用紙に印鑑カードを添えて提出していただくと、法務局職員が確認し、印鑑カードはその場でお返しする取扱いに変わります。

これまでのように、印鑑カードをお預かりし、後日、印鑑証明書とともに郵送することによる紛失等の危険がなくなり、印鑑証明書がお客様に届く期間も短縮されます。

是非ともご利用ください。

また、土地・建物の登記事項証明書や地図の写しを請求する場合に、登記・供託オンライン申請システムの利用を希望されるお客様には、巡回登記所のパソコンをご利用いただくことができます。

お気軽に申し付け下さい。

旭川地方法務局稚内支局

〒097-0001 稚内市末広5丁目6-1 電話：(0162)33-1122番

北海道災害支援多言語サポーター募集のお知らせ

(公社)北海道国際交流・協力センター（HIECC）^{ハイエック}では、北海道内で大規模な災害が発生した際に、被災した在住外国人または外国人観光客などを支援する「北海道災害支援多言語サポーター」を募集します。

【北海道災害支援サポーターって？】

災害時には正確で最新の情報が大切です。日本語を理解しない外国人が災害弱者・情報弱者にならない様、迅速に正確な情報を伝えるなど、被災した外国人を「言語面」でサポートすることが、北海道災害多言語サポーターの大きな役割です。

【サポーターの活動は？】

被災地の自治体等の職員またはHIECCの職員と協力し、以下の活動が期待されています。

- ・被災地で外国人被災者のいる避難所を巡回した時の通訳など
 - ・災害時に災害対策本部など行政から発売される情報の翻訳
- ※活動は必ず被災地の要請に基づき行われ、サポーターが自主的に被災地に行き活動することはありません。また、サポーターの活動に対する報酬はありません。移動に必要な交通費は原則支給されます。平時には、当センターが企画する研修会や避難訓練に参加していただきます。

【活動依頼】

- ・被災地の依頼に基づき、HIECCより登録者へ活動が可能か照会をかけ、サポーターご自身の意志により活動していただきます。
- ※サポーターご自身が被災されているサポーターは活動いただけません。

【資格要件・申込方法】

1. 資格要件

- ① 実用会話が可能なレベルの語学力を持つ方（何語でも結構です）
- ② 北海道内に住んでいる20歳以上の方（国籍は問いません）

2. 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、HIECCまでお送り下さい。

※申込書はHIECCのホームページから入手ください。



公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（交流部）

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階 電話：(011)221-7840番

～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲法記念日（5月3日）を中心とした5月1日～7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

旭川地方・家庭裁判所における憲法週間行事については、旭川地方裁判所事務局総務課庶務係（0166-51-6255）にお問い合わせください。



わがやのアイドル

石川^{ゆま}由真ちゃん(4さい)



沓形字富士見町 父：洋 母：ナオミ

おかあさんからひとこと

いつも元気でイタズラっ子な由真。その元気な姿や表情を見ているだけで、みんなも元気で優しい気持ちになれます。これからも天真爛漫な由真でいてくださいね。

飴田^{みな}美菜ちゃん(4さい)



仙法志字本町 父：利之 母：理香

おかあさんからひとこと

いたずらっ子で元気いっぱいのみーちゃん。みーちゃん的笑顔を見ると、幸せな気持ちになります。これからもたくさんの笑顔を広げてね。

高橋^{かな}和奈ちゃん(4さい)



仙法志字神磯 父：秀和 母：美佳

おかあさんからひとこと

外では人見知りの和奈。本当は、四姉妹の中で一番おませでやんちゃな子。でも、毎日“ありがとう”の手紙をくれる優しい子。大好きです。

高橋^{きらり}煌梨ちゃん(4さい)



沓形字緑町 父：修二 母：えりか

おかあさんからひとこと

いつも弟にやさしいキラリ。これからも歌ったり、踊ったり毎日笑わせてね。

お知らせ

～登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）交付請求用紙の郵便局への備え付け終了について～

沓形郵便局に備付けていた登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）交付請求書は、利用者の減少により、本年3月30日（金）をもって終了させていただきました。

登記事項証明書等の請求、登記の申請は、法務局の窓口又は郵送によるほか、インターネットにより行うことができます。また、登記情報提供サービス（インターネットによる土地・建物の所有者等の確認）も行っておりますので、是非ご利用下さい。詳細につきましては、法務省ホームページ、（財）民事法務協会ホームページでご確認願います。（ホームページは「登記・供託オンライン申請システム」「登記情報提供サービス」で検索）法務省HP：<http://www.moj.go.jp/>

●お問い合わせ先 旭川地方法務局稚内支局（〒097-0001 稚内市末広5丁目6-1 TEL 0162-33-1122）

鯨のホマを海に戻す

利尻の語り (235)

語り 村谷誉夫さん

ホマを海に戻す

蘭泊の坂を下りたあたりの海岸にホマ、それは群来た鯨が産卵した後に大時化になって、海草などに産み付けられた卵が磯に大量に押し寄せられることをいうんだ。そこは蘭泊の海岸でも多くホマがよる場所だった。

蘭泊には吉安、松谷などの鯨建網漁場があったけど、みんなそこで働いていて海岸に打ち寄せられたホマをどうすることもできなかったからだろうか、町役場の若い人たちが蘭泊海岸に行くことになったんだ。

その頃だったと思うけど、沓形港内に水産試験場がやっていて鯨のふ化場があって、鯨がふ化すると港の周りがふかした鯨の稚魚で埋まってい

た。鯨がだんだん獲れなくなっていたから、鯨のふ化事業が行われていたと思うんだ。

そこからの指導でもあったのだろうか、蘭泊の海岸に打ち寄せられたホマをそのままにしておくとう腐ってしまうだけなので、できるだけ早く海に戻すべきということ、町役場に連絡があったと思われるんだ。できるだけ早くホマを海に戻せばふ化すること、遅れて海に戻してもホッケの餌となつてホッケが大漁すること。確かにホマを集めて粕にたいしてホマ粕をつくっていたこともあったけど、鯨のふ化とホッケ大漁につなげようという指導だったのかもしれない。

役場の若い人たち総出

町役場では産業課の惣万惣市課長を筆頭に若い人たちが総出で打ち寄っていたホマを

まかごに入れる作業。握り飯もつて、長靴はいてスコップでホマをすくい上げるんだ。汗びっしょりの作業が延々と続いた。鯨のふ化とホッケ豊漁のために頑張らねばと思つての作業だった。まかごに入つたホマを運ぶのは確か吉安漁場からの漁夫の応援だった。袋曳き伝馬船にホマが入つたまかごを積んで沖に運んで、海に戻してくれた。ホマを海に戻したことは確か宗谷支庁に報告したはずだった。ホマを海に戻す作業は利尻だけでなく、北海道全体の政策だったのかもしれない。

鯨のホマ粕は稲作の肥料だったことや戦後の食料が不足で米が配給されたときは、リンク米として米一俵と魚粕一俵とで交換できたから、ホマ粕、魚粕は漁村にとつてとても貴重な資源だった。だけど、それ以上に鯨がたくさん獲れることが、ものすごい量のホマの接岸になることや、多くの鯨場漁夫が利尻島に働きに来ることとなり経済効果が大きい期待するようになる。だ

から鯨大漁が島の経済にとつて一番大事だったといえる。春になると島の鯨漁のことを思い出し、北海道の西海岸で鯨が獲れた報道されると、利尻でも鯨が獲れるようになればといつも思っているんだ。

語り 村谷誉夫さん。大正一二年六月二十四日、沓形字種富町に生まれる。沓形尋常高等小学校卒業後、沓形村役場に勤める。昭和三七年北海道庁に移る。採訪 平成二四年三月五日



蘭泊海岸のホマの海戻し作業 昭和27年頃

～豊かで安心できる 暮らしのために～ **くらしのセミナー開催**

2月24日、交流促進施設どんとにおいて、「くらしのセミナー」が実施されました。

この事業は、消費者教育の一環として、消費生活の分野に関して学習機会を提供し、消費者の自立支援を推進することを目的として、今年度は町と利尻町女性団体協議会主催の「女性の集い」と共催で実施しました。

今回のテーマは「食生活の基礎知識」ということで、「農業」「食品添加物」「BSE」「O-157」そして「放射能」など、いろいろな面から食の知識や旬な話題が提供されました。



4月1日から屋外広告物許可申請先が変わります!

屋外広告物の許可申請先が利尻町に変わります


利尻町は、本年4月1日より、屋外広告物許可事務について、北海道より権限移譲を受けました。

これに伴い、今まで北海道宗谷総合振興局（建設指導課主査(まちづくり)）に提出いただいていた利尻町内の屋外広告物許可申請等については、4月1日以降、利尻町産業振興課に提出していただくこととなります。

なお、許可に関する審査基準等は、従来の北海道の許可内容と変わりありません。また、許可手数料につきましては、北海道にて収入証紙により納付していただいていたのですが、4月1日以降、利尻町では現金納付していただくこととなりますのでご留意願います。（許可手数料の区分、金額についても北海道と同額です。）

区 分		金 額
1 地上広告物 (アーチ式広告物を除く。) 屋上広告物 壁面広告物	発光装置又は照明装置を有しないもの	表示面積5平方メートルにつき 1,300円
	発光装置又は照明装置を有するもの	表示面積5平方メートルにつき 1,900円
2 立看板		1枚につき 910円
3 電柱広告物		1個につき 300円
4 アーチ式広告物	発光装置又は照明装置を有しないもの	1基につき 3,800円
	発光装置又は照明装置を有するもの	1基につき 5,400円
5 アドバルーン広告物		1個につき 1,700円
6 広告幕 広告網 のぼり 旗		1枚につき 650円
7 はり札		1枚につき 220円
8 はり紙		50枚につき 300円

※広告車許可事務、屋外広告業の登録、屋外広告物講習会は、引き続き、北海道で行います



※詳細につきましては、利尻町役場産業振興課建築農林係、又は北海道宗谷総合振興局建設指導課主査(まちづくり)(Tel 0162-33-2516)までお問い合わせください。

北海道ホームページ：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/koukoku.htm>

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、右記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル(夫婦・離婚・扶養・相続)、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

全国一斉「人権擁護委員の日」 特設相談所の開設日程等

日時 ●平成24年6月1日(金)
午前10時から午後3時まで
場所 ●利尻町役場小会議室

●● よせられた善意 ●●

【一般寄附】

- ◆沓形字緑町 佐藤世知子 様より
一金 50,000円
- ◆沓形字種富町 梅岡力太郎 様より
一金 100,000円
- ◆沓形字泉町 (株)惣万組
代表取締役 惣万 徹 様より
一金 100,000円
- ◆沓形字本町 酒井 順子 様より
一金 100,000円

ご厚志に対し
厚くお礼申し上げます

【指定寄附】

- ◆沓形字緑町 北島 正利 様より
一金 100,000円
(特別養護老人ホームほのぼの荘へ)
- ◆沓形字緑町 北島 正利 様より
一金 50,000円
(高齢者共同生活施設友愛へ)
- ◆沓形字緑町 佐藤世知子 様より
一金 50,000円
(特別養護老人ホームほのぼの荘へ)
- ◆沓形字種富町 梅岡力太郎 様より
一金 50,000円
(高齢者生活福祉センター希望へ)
- ◆沓形字泉町 田原 鈴子 様より
一金 50,000円
(特別養護老人ホームほのぼの荘へ)



消防だより

NO.373

「消したはず 決めつけしないで もう一度」 春の火災予防運動実施!!

実施期間 4月20日から30日の11日間

これからの季節は、空気が乾燥し、風の強い日も多く火災が発生しやすくなります。
火の取扱いには十分注意しましょう。



車両パレード(4/20)

防火のポイント

- 寝タバコは絶対にしない。
- ストープの近くに燃えやすい物を置かない。
- ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。

《利尻町少年消防クラブ》23年度の活動終了!



新年防火の集い(1/15)

主な活動内容

- 火災予防運動に伴う防火夜回り
- 防火宿泊研修
- 浮島祭りパレード参加
- 新年防火の集い
- 利尻町消防団
出初式参加



ぴいぷる

はっぴい・うえていんぐ

- 2月2日 富野  三本 隆彦 さん
花和久仁苗 さん
- 3月3日 (仙)本町  笠島 巖 さん
稲葉千恵子 さん
- 3月14日 (仙)本町  七尾 亮太 さん
原 史織 さん

はじめまして！ ベイビー

- 1月9日 緑町 西川 らいと 徠翔く ん (友和)
- 1月11日 (仙)本町 畠山 しろう 士郎く ん (裕一)
- 2月6日 新湊 榎本 みなと 湊色く ん (吏輝)
- 3月15日 神居 飯田 のい 乃唯ちゃん (智明)

おくやみもうしあげます

- 1月12日 元村 杉田キクエさん (93歳)
- 1月21日 種富町 佐藤善次郎さん (85歳)
- 1月22日 政泊 欠 綾子さん (94歳)
- 1月31日 (仙)本町 佐孝 京子さん (83歳)
- 1月31日 緑町 佐藤 光雄さん (80歳)
- 2月4日 政泊 梅岡トミエさん (93歳)
- 2月11日 富士見町 石川 イサさん (69歳)
- 2月15日 政泊 小野ハルエさん (89歳)
- 2月24日 栄浜 藤田 政子さん (75歳)
- 2月26日 富士見町 大澤 タマさん (89歳)
- 2月29日 日出町 米田政太郎さん (81歳)
- 3月6日 (杓)本町 酒井 義一さん (80歳)
- 3月16日 (杓)本町 植村 譲亮さん (74歳)
- 3月30日 栄浜 福原 俊雄さん (84歳)

ご厚情に感謝します

この度、次の方々から愛情銀行に金一封及び物品が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 杓形字本町 安井清隆様から、母 とく子様の香典返しを廃して
- 杓形字種富町 小柳優子様から、母 京子様の香典返しを廃して
- 杓形字種富町 佐藤キヌ子様から、夫 善次郎様の香典返しを廃して
- 杓形字緑町 北島正利様から、義母 欠 綾子様の香典返しを廃して
- 千葉県船橋市 佐孝秀夫様から、母 京子様の香典返しを廃して
- 杓形字緑町 佐藤世知子様から、夫 光雄様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 石川勝利様から、妻 イサ様の香典返しを廃して
- 杓形字泉町 田原滝雄様から、義母 小野ハルエ様の香典返しを廃して
- 杓形字栄浜 藤田芳雄様から、妻 政子様の香典返しを廃して
- 杓形字日出町 米田アイ子様から、夫 政太郎様の香典返しを廃して
- 杓形字本町 酒井順子様から、夫 義一様の香典返しを廃して
- 杓形字本町 植村江美子様から、夫 譲亮様の香典返しを廃して
- 仙法志字御崎 白取記夫様から、本人の傷病見舞い返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】